

令和 2 年第 1 回養老町定例会会議録

令和 2 年第 1 回養老町議会の定例会を養老町議会議事堂に招集されたので会議を開いた。

その次第は次のとおりである。

○議事日程（令和 2 年 3 月 3 日 第 1 日）

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 令和 2 年度町長施政方針の説明
- 日程第 5 報告第 1 号 専決処分の報告について（養老町営住宅の管理に関する訴えの提起）
- 日程第 6 報告第 2 号 専決処分の報告について（養老町営住宅の管理に関する訴えの提起）
- 日程第 7 報告第 3 号 専決処分の報告について（養老町営住宅の管理に関する訴えの提起）
- 日程第 8 報告第 4 号 専決処分の報告について（養老町営住宅の管理に関する訴えの提起）
- 日程第 9 議案第 1 号 養老町印鑑条例の一部を改正する条例について
- 日程第 10 議案第 2 号 養老町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 11 議案第 3 号 養老町手数料条例の一部を改正する条例について
- 日程第 12 議案第 4 号 養老町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について
- 日程第 13 議案第 5 号 養老町留守家庭児童教室の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 14 議案第 6 号 養老町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第 15 議案第 7 号 養老町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第 16 議案第 8 号 養老町認定こども園条例の一部を改正する条例について
- 日程第 17 同意第 1 号 教育委員会教育長の任命同意について
- 日程第 18 議案第 9 号 町道路線の認定について
- 日程第 19 議案第 10 号 町道路線の変更について

- 日程第20 議案第11号 令和元年度養老町公共下水道事業特別会計の繰入れの変更について
- 日程第21 議案第12号 令和元年度養老町一般会計補正予算（第4号）
- 日程第22 議案第13号 令和元年度養老町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第23 議案第14号 令和元年度養老町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第24 議案第15号 令和2年度養老町立食肉事業センター特別会計の繰入れについて
- 日程第25 議案第16号 令和2年度養老町農業集落排水事業特別会計の繰入れについて
- 日程第26 議案第17号 令和2年度養老町一般会計予算
- 日程第27 議案第18号 令和2年度養老町国民健康保険特別会計予算
- 日程第28 議案第19号 令和2年度養老町簡易水道特別会計予算
- 日程第29 議案第20号 令和2年度養老町立食肉事業センター特別会計予算
- 日程第30 議案第21号 令和2年度養老町住宅新築資金等貸付特別会計予算
- 日程第31 議案第22号 令和2年度養老町上水道事業会計予算
- 日程第32 議案第23号 令和2年度養老町公共下水道事業会計予算
- 日程第33 議案第24号 令和2年度養老町農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第34 議案第25号 令和2年度養老町介護保険事業特別会計予算
- 日程第35 議案第26号 令和2年度養老町介護サービス事業特別会計予算
- 日程第36 議案第27号 令和2年度養老町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第37 選任第1号 予算特別員会委員の選任について

○本日の議長並びに出席議員及び欠席議員は次のとおりである。

議長 長 澤 龍 夫

○出席議員

1番	西 脇 康	2番	清 水 由美子
3番	小 寺 光 信	4番	北 倉 義 博
5番	岩 永 義 仁	6番	長 澤 龍 夫
7番	大 橋 三 男	8番	吉 田 太 郎
9番	早 崎 百合子	10番	野 村 永 一
11番	田 中 敏 弘	12番	松 永 民 夫
13番	水 谷 久美子		

○欠席議員

なし

○地方自治法第121条の規定により議場に出席した者は次のとおりである。

町長	大橋孝	副町長	柏渕裕昭
教育長	並河清次	総務部長兼 企画政策課長	松岡弘泰
総務部総務課長	中島恵美	総務部税務課長	大倉修
住民福祉部長兼 健康福祉課長	久保寺利明	住民福祉部 住民人権課長	田中実
住民福祉部 子ども課長	近藤真由美	住民福祉部 生活環境課長心得	問山剛
産業建設部長兼 水道課長	田中一也	特命事項推進監兼 産業建設部企業誘致・ 商工観光課長	川地憲元
産業建設部 農林振興課長	川口智也	産業建設部 建設課長	高橋正人
会計管理者兼 会計課長	田中隆	教育委員会事務局長兼 教育総務課長兼 スポーツ振興課長	西川敏明
教育委員会 生涯学習課長	西脇直樹	消防長	三和隆夫
消防次長兼 予防課長	吉田英之	消防次長兼 消防総務課長	廣澤幸雄

○職務のため議場に出席した者は次のとおりである。

議会事務局長	藤田勝彦	議会事務局書記	稲川諭実彦
--------	------	---------	-------

(開会時間 午前 9 時30分)

○議長(長澤龍夫君) おはようございます。

令和2年第1回養老町議会定例会を開会するに当たり、議員並びに執行部各位には、御多用のところ御出席賜りありがとうございます。

それでは、開議に先立ち、町民憲章の朗唱を行います。全員の御起立をお願いいたします。

—— 「町民憲章」朗唱 ——

○議長(長澤龍夫君) ありがとうございます。

ここで、養老町議会議員及び職員表彰規定により、松永民夫君の表彰を行います。

大橋町長、よろしくお願いいたします。

それでは、松永民夫君、演台の前までお進みください。

○町長(大橋 孝君) 表彰状、松永民夫様。

あなたは養老町議会議員として20年にわたり養老町の発展に寄与され多大な貢献をされました。

よって、その功績をたたえ、ここに表彰します。令和2年3月3日、養老町長 大橋 孝。

おめでとうございます。これからもよろしく願います。

○議長(長澤龍夫君) おめでとうございます。

本日の会議は、全員出席であります。

報道機関及び町広報委員に限り、今定例会開会中、議場内の会議の状況について、取材のための写真撮影を許可しました。また、インターネット録画放送のため、議場内のビデオ撮影を行います。

それでは、ただいまから令和2年第1回養老町議会定例会を開会し、本日の会議を開きます。

○議長(長澤龍夫君) 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

養老町議会会議規則第127条の規定によって、10番 野村永一君、11番 田中敏弘君を指名いたします。

○議長(長澤龍夫君) 次に、日程第2、会期の決定を議題といたします。

ここで、2月26日並びに3月2日に議会運営委員会が開催され、本定例会の運営等について審査されました。

議会運営委員会委員長の報告を求めます。

議会運営委員会委員長 岩永義仁君。

○議会運営委員長(岩永義仁君) それでは、報告いたします。

議会運営委員会報告。

去る2月26日午前10時より、委員及び正・副議長並びに執行部の出席の下に、また3月2日午前10時より、委員及び正・副議長の出席の下に開会いたしました。

協議事項は、令和2年第1回養老町議会定例会の運営についてであります。

まず会期につきましては、3月3日から3月19日までの17日間で、本会議の開会時間は午前9時30分からと決定しました。

議事日程につきましては、1. 開会宣言、2. 会議録署名議員の指名、3. 会期の決定、4. 諸般の報告、5. 令和2年度町長施政方針の説明、6. 議案の提案説明及び委員会付託、7. 町政一般に関する質問、8. 議案の審議、この順序で議会運営を行うことに決定しました。

一般質問につきましては、議会2日目の3月18日に行うこととし、発言順序は受付順とし、議員1人当たりの質問・答弁の時間を60分以内と決定しました。

次に、審議する議案につきましては、専決処分の報告4件、条例の一部改正8件、人事案件1件、町道路線2件、令和元年度特別会計の繰入れの変更1件、令和元年度一般会計及び特別会計補正予算3件、令和2年度特別会計の繰入れ2件、令和2年度一般会計及び特別会計予算11件、以上合計32件であります。

審議方法につきましては、議事日程の日程第5、専決処分の報告について（養老町営住宅の管理に関する訴えの提起）から日程第8、専決処分の報告について（養老町営住宅の管理に関する訴えの提起）の計4件については、地方自治法第180条第2項の規定による報告でありますので、議会初日に一括上程し、報告のみを受けること。

次に、日程第9、養老町印鑑条例の一部を改正する条例についてから日程第23、令和元年度養老町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）までのうち、日程第17から日程第19を除く計12議案については、議会初日に逐条上程し、提案理由の説明を受け、総括質疑後、議案の内容ごとに所管の常任委員会へ付託し審査すること。

また、日程第18、町道路線の認定について及び日程第19、町道路線の変更についての2議案については、議会初日に一括上程し、提案理由の説明を受け、総括質疑後、所管の常任委員会へ付託し審査すること。

また、日程第17、教育委員会教育長の任命同意については、人事案件につき、上程後、提案理由の説明を受けた後、質疑を経て、討論を省略し採決すること。

次に、新年度予算に関する日程第24、令和2年度養老町立食肉事業センター特別会計の繰入れについてから日程第36、令和2年度養老町後期高齢者医療特別会計予算までの13議案は、議会初日に一括議題として上程し、提案理由の説明を受け、総括質疑後、予算特別委員会に付託し審査すること。

予算特別委員会については、総括質疑後、委員会の設置を議題とし、設置の議決後、議長の指名により委員を選任し、休会中に審査願うこと。

なお、議会最終日には、常任委員会への付託予定の14議案及び予算特別委員会への付託予定の13議案については、それぞれ一括議題として上程後、各委員会へ付託された議案についての審査報告を委員長から受け、委員長への質疑を経て、付託議案ごとに討論を経て採決すること。

次に、各委員会の日程について、日程第9から日程第16まで、日程第21及び日程第22の計10議案の審査の付託先である総務民生委員会は3月5日の午前9時30分から、また日程第18から日程第21まで及び日程第23の計5議案の審査の付託先である産業建設委員会は3月5日の午後1時30分から開催するよう、各委員長へ要請すること。

予算特別委員会の開催は、3月9日、10日及び11日の3日間とし、それぞれ午前9時から開会されるよう要請すること。

以上のとおり決定しました。

次に、一般質問の傍聴について、試験的に議事堂内での車椅子利用での傍聴を実施すること。

また、一般質問に関する資料掲示について、試験的にプロジェクター利用での資料提示を実施すること。

以上のとおり決定しました。

最後に、新型コロナウイルスへの対応について、議員及び執行については自主的なマスク着用を認め、執行については、明らかに体調に異変がある部課長には代理出席を認めること。傍聴については、マスク着用をお願いし、体調の優れない方には入場の自粛をお願いすることとしました。

また、一般質問は、質問、答弁ともに簡潔明瞭に行うこと。

予算特別委員会の開催については、3日目を予備日とし、2日間で審議が終える日程とすること。

以上のとおり決定しました。

以上、議会運営委員会の報告といたします。

○議長（長澤龍夫君） 議会運営委員会委員長の報告が終わりました。

お諮りします。

ただいまの議会運営委員会委員長の報告のとおり、本定例会の会期は、本日3月3日から3月19日までの17日間にいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（長澤龍夫君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日3月3日から3月19日までの17日間と決定いたしました。

○議長（長澤龍夫君） 次に、日程第3、諸般の報告を行います。

本日の日程については、お手元に配付してあるとおりであります。

また、監査委員から、地方自治法第235条の2第3項の規定により令和元年12月分及び令和2年1月分の現金出納検査結果報告書が、また同法第199条第9項の規定により令和元年度事業監査結果報告書が議長に提出されています。

○議長（長澤龍夫君） 次に、日程第4、令和2年度町長施政方針の説明を議題とします。

ここで町長の挨拶を頂き、引き続き町長施政方針の説明を求めます。

養老町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） 改めまして、おはようございます。

議員の皆様方には、年度末の大変お忙しい中、令和2年第1回議会定例会に御出席を賜り、誠にありがとうございます。

まずこの問題から一つ御挨拶をしたいというふうに思っております。コロナウイルスの件でございます。本町の経過と現在の対策状況について、議員並びに町民の皆様方に御報告及びお願いを申し上げたいと思います。

今年は記録的な暖冬となりましたけれども、町内では大きな積雪もなく3月を迎えたわけでございますけれども、昨年12月、中華人民共和国湖北省武漢市において新型コロナウイルス関連肺炎の発生が報告されて以来、感染の拡大が続いております。本年1月中旬には国内初の感染者が確認され、現在までにその感染は全国にまで広がっております。町民の皆様には、マスクの着用、手洗いの徹底など、感染症予防に努めていただくよう呼びかけてまいりましたが、感染は拡大の一途をたどっていることから、本町においても2月26日午前、新型コロナウイルス感染症警戒本部を設置し、3月15日までに開催される町主催の行事等の中止または延期を決定するとともに、地域や各種団体が主催する行事等の開催の必要性を改めて検討いただくようお願いをいたしました。

このような中、同日19時頃、県内初であり、隣接市の感染が確認されたことを受け、翌日2月27日午前、警戒本部を対策本部とし、3月15日までに開催される町主催の行事等の中止または延期を徹底するとともに、地域や各種団体等が主催する行事等についても、強制力はないものの、可能な限り自粛する方向で検討していただくよう改めてお願いをいたしました。3月16日以降については、今後の状況を踏まえ、判断してまいりたいと思います。

また、文部科学省からの通知を踏まえ、この一、二週間が感染拡大防止のための極めて重要な時期であること、子供たちの健康、安全を第一に考え、昨日3月2日から3月26日まで、町内の全小・中学校を臨時休業といたしました。

現在、町ホームページにて関連する情報を掲載しており、今後も随時更新してまいります。町民の皆様におかれましては、手洗い、せきエチケットを行っていただくほか、持病がある方、御高齢の方は、できるだけ人混みの多い場所を避けるなど、より一層の注意をお願いするものでございます。

本定例会には27の議案を提出いたしました。令和2年度予算もごございます。慎重審議をお願い申し上げ、令和2年度の私の施政方針を述べさせていただきます。

本日ここに、令和2年第1回養老町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、年度末を控え何かと御多用にもかかわらず、御参集を頂き誠にありがとうございます。

本年最初の定例会に当たり、令和2年度予算並びに関連諸議案の御審議をお願いするに際しまして、町政運営に臨む所信の一端と主要施策の概要を申し上げたいと存じます。

近年、人口減少対策として行っている移住・定住や子育て支援、雇用の創出など、様々な要因による複合的な課題が増えてきております。この傾向は、現代の多様多様な社会情勢の中においては継続されていくものと考えられ、町においても一つの部署で対応できるものではなく、複数の部署が連携して取り組んでいかなければなりません。

そこで、行政サービスの向上による魅力あるまちづくりを目指し、本年度より新たに特命事項推進監を設置し、部や課を横断してチームで課題等の検討に取り組みせました。職員が自主的かつ創造的に職務と向き合うことで、組織の活性化に資するものであり、ひいては町民の満足感の向上、何よりも重要な安心・安全へとつながるものであります。新年度においてもブラッシュアップした形で継続してまいります。

さて、新年度は養老町第五次総合計画、通称、絆プランの最終年度であります。中間年において見直しを行い、後期基本計画に基づき、まちづくりを進めてまいりました。将来像である「誇りと愛着が持てる 絆を大切にすまち 養老」の集大成として成果をまとめ上げるとともに、各施策の着実な推進に取り組んでまいります。

後期基本計画の重点プログラムの一つが、地域自治町民会議の設立と協働の推進であります。既に設立されている3地区においては、やはり防災に関する取組、とりわけ自助・共助に対するアプローチが活発に行われております。地域の課題に対して地域住民自らが考え、行動を起こす、まさに地域住民が主役の地域づくりが、互いの顔が見える関係を構築しながら推進されていることを実感しております。町といたしましても様々な角度から支援することで協働のまちづくり、町民主役のまちづくりに近づいていくこととなりますので、今後も強力に支援してまいります。

また、本年は、国においては東京オリンピック・パラリンピックの開催、県においてはねりんピック岐阜2020の開催や岐阜関ヶ原古戦場記念館のオープン、大河ドラマ「麒麟がくる」が放送されるとともに、養老公園が開園140周年を迎え、本町にとっても観光ビッグイヤーと言えます。それぞれの機会に養老の特色を生かした魅力ある事業を展開し、交流人口・関係人口の拡大を図るのみならず、町民の皆様にもふるさと養老に対する誇りと愛着を再認識していただきたいと思いますと考えております。

本町の財政状況につきましては、平成30年度の経常収支比率は89.1%と依然として高い水準にあるものの、健全化判断比率においては実質公債費比率が若干改善し、将来負

担比率についても2.8ポイント改善いたしました。しかしながら、地方債の現在高は平成19年度以降、年々増加し続けているなど、引き続き厳しい状況が続いております。

新年度の予算規模については、一般会計が前年度比14.7%減の110億600万円、国民健康保険特別会計など8つの特別会計及び2つの企業会計は前年度比4.6%増の84億610万円で、総額は前年度比7.3%減の194億1,210万円となりました。

一般会計予算の歳入面では、町税は、前年度から微増の34億185万8,000円を計上いたしました。地方交付税については、前年度比1.7%増の22億900万円を見積もりました。また、町債については、地方財源の不足に対処するための臨時財政対策債に前年度比8.0%減の3億4,940万円を見込み、防災行政無線デジタル化整備工事の緊急防災・減災事業債に4億1,290万円、道路整備事業としての地方道路等整備事業債に1億3,970万円、養北こども園西園舎解体工事の児童福祉施設整備事業債に2,520万円、旧池辺町民体育館解体工事の保健体育施設整備事業債に2,020万円など、総額で9億9,300万円を計上いたしました。

それでは、予算の大要について、第五次総合計画に掲げる4つの主要施策を中心に順次御説明申し上げます。

まず第1. 輝く人のまち【人】について。

まず学校教育についてであります。

養老町教育大綱に基づき「ひとりひとりが輝くまちづくり」を目指し、養老町で子供を育ててよかったと誰もが実感できる教育を進めてまいります。

就労等により放課後などに保護者が家庭にいない小学校1年生から4年生の児童を受け入れておりました留守家庭児童教室事業を拡充し、夏休み期間については6年生の児童までを受け入れ、児童の生活指導を通じて自主性・社会性・創造性の向上を図ります。

本町の学校教育は、昨年度、笠郷小学校が100周年を、本年度には養北小学校が50周年を迎えるなど、輝かしい歴史を着実に刻んでまいりました。これも学校・家庭・地域が協働しながら子供たちの豊かな成長を支えてきたたまものであり、現在のコミュニティ・スクールの趣旨に通ずるものであります。この地域の絆をより一層深めるとともに、交流会の実施等によりさらなる充実を図ってまいります。

一方で、校舎のみならず附属設備にも老朽化が見え始めております。各学校における遊具について、安全性を改めて見直し、更新等を計画的に実施いたします。

次に、青少年育成についてであります。

全国から応募していただいております「家族の絆・愛の詩」募集事業につきましては、「誇りと愛着が持てる 絆を大切に作るまち」を目指し、「親孝行のふるさと養老」をさらに全国へ発信してまいります。

次に、生涯学習についてであります。

町民憲章の実践と生涯学習の推進母体である「親孝行と生涯学習を進めるまち養老」

町民会議のまちづくり「5つの呼びかけ」実践目標の下、各種事業を推進するとともに、地域の活動拠点である地区公民館を中心に、町民の自主的・自発的な学習活動の機会を提供し、生涯学習の充実を図ってまいります。

次に、生涯スポーツについてであります。

地域住民との協働により、各地域の歴史・文化を生かした特色ある、誰もが気軽に運動を始めることができるウォーキングマップを作成いたします。

また、国立大学法人や民間、いわゆる産官学との連携により、ウォーキングマップを取り込んだ町独自のアプリの開発に取り組み、歩く習慣づけによる健康増進を図るとともに、その利活用についても検討してまいります。

東京2020パラリンピック競技大会において使用する聖火の元となる火の一部を町内の小中高生が養老の火打ち石を用いて火おこしする採火イベントを開催し、世界最大規模の競技大会に関わることでスポーツへの興味・関心を促します。

社会体育施設の維持管理につきましては、閉鎖より4年が経過しております旧池辺町民体育館解体工事や総合体育館のトイレの洋式化工事等に着手し、地域住民の安全を確保するとともに、快適に施設を利用できる環境整備を図ってまいります。

次に、歴史文化についてであります。

千人塚1号古墳の範囲確認調査をはじめとする町内文化財の調査、保護を行うとともに、関ヶ原町と連携し、西濃地方に幅広く伝承地が残るヤマトタケルや元正天皇をはじめとする古代天皇に係る文化遺産の掘り起こしと活用に取り組んでまいります。

次に、人権についてであります。

社会情勢の変化に伴い多種多様化する人権問題に向き合い、差別や偏見のない社会の実現を目指し、一人一人が人権に関する正しい知識を理解していただけるよう、講演会の開催等、啓発活動に取り組んでまいります。

次に、男女共同参画についてであります。

性別に関係なく、誰もが対等な立場で支え合える社会環境の実現を目指し、養老町第三次男女共同参画プランの策定に向け町民意識調査を実施いたします。

続いて、2. 活力のあるまち【基盤】について。

まず公共交通についてであります。

養老鉄道養老線については、今後も沿線7市町で協力して支援を行うとともに、養老線交通圏地域公共交通網形成計画に基づき、利用促進に向け取り組んでまいります。

また、養老町地域公共交通網形成計画の策定により、公共交通を再検証し、住みよいまちづくりを目指します。

次に、道路網についてであります。

東海環状自動車道については、引き続き養老インターチェンジ以南の開通見通しの公表並びに県境間の早期開通について強く要望してまいります。

また、県道については、養老サービスエリア・スマートインターチェンジと連絡する（仮称）橋爪大橋の早期完成を強く要望するとともに、大垣・養老公園線バイパスなどの幹線道路整備の促進を引き続き要望してまいります。

さらに、町道については、町民生活を支える社会基盤として、選択と集中の適切な考えに基づき、老朽化が進む道路施設の適切な維持管理と整備を行い、安全で快適な通行空間の確保を図ります。

次に、情報基盤についてであります。

防災行政無線については、令和2年度中にデジタル化整備を完了いたします。屋外拡声子局の増設等による音声の明瞭化や、防災アプリの導入及び安心・安全メールを拡充することにより、さらなる情報伝達手段の充実を図ってまいります。

次に、市街地、集落環境についてであります。

本年、改定を進めております養老町都市計画マスタープランに基づき、集約型の都市構造を目指し、持続的に発展していくための魅力的なまちづくりが行えるよう、都市計画事業の推進を図ってまいります。

次に、住環境についてであります。

適切な管理が行われず、地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしている空き家等の対策については、特定空家の認定による法的措置対応や老朽化危険空家除去補助を新たに創設するなど、安心・安全なまちづくりに努めてまいります。

また、特定空家等にしないために、所有者等への適切な管理を啓発するとともに、空き家・空き地バンクへの登録も積極的に推奨し、移住定住促進事業、空き家利活用促進事業の活用を促し、人口減少対策や定住人口の確保に努めます。

さらに、改良住宅については、適切な管理に向け、法的措置を含む毅然とした対応を行っていくとともに、本年2月より改良住宅譲渡の受付を開始し、住宅用地の測量、分筆も引き続き実施してまいります。

次に、上下水道についてであります。

西部簡易水道区域の上水道統合事業は、5か年計画の2年目となりますが、事業の計画的な推進に努めてまいります。

また、下水道事業は、集合処理から個別処理への方針転換に伴い、合併処理浄化槽のさらなる普及促進に努めます。

次に、農林業についてであります。

新たな担い手の確保が年々困難になりつつあることから、スマート農業技術を導入し、作業の効率化や技術の平準化を図ることにより、経営の発展を目指す意欲ある農業者の取組を支援します。

また、土地改良事業については、農業基盤総合整備構想に基づき、圃場整備事業の採択に向けた取組に着手するとともに、土地改良区の合理化を引き続き推進いたします。

さらに、畜産業については、肥育農家の規模拡大や経営の安定化を図るため、新たな増頭に対する支援を行うことにより、良質な飛騨牛の確保をはじめ、生産基盤の強化に取り組んでまいります。

なお、食肉事業センターについては、H A C C P への対応を順次進めることにより安心・安全な食肉の供給を行うほか、新施設の建設促進に向けて協議を進めてまいります。

次に、商工業についてであります。

町内における新規創業を後押しするため、創業支援補助金を創設し、起業しやすいまちづくりを進めてまいります。

また、特産ブランド認証事業では、認証品となり得る特産品の開発を資金面から引き続き支援していくほか、現在公開している認証品の P R 動画を更新し、本町の魅力を発信してまいります。

次に、観光についてであります。

本年は養老公園が開園140周年を迎える記念の年となります。記念行事のスタートをより一層盛り上げ、年間を通じての観光誘客への呼び水とするため、4月のオープニングセレモニーとまるごと肉まつり養老2020を同時開催することとしておりますが、新型コロナウイルスの影響など社会情勢を注視しながら、開催の是非について検討してまいります。

次に、雇用・就労についてであります。

岐阜県との連携による企業誘致活動の推進に引き続き注力していくほか、地域未来投資促進法基本計画による地域経済牽引事業者や新規創業事業者の支援により、産業の活性化を図ってまいります。

次に、3. 安心・安全なまち【暮らし】についてでございます。

まず子育て支援についてであります。

新年度より、「すべての子どもが健やかに育ち みんなで子育てできるまち」を基本理念とする第2期養老町子ども・子育て支援事業計画がスタートいたします。

子育て中の親子が気軽に集える場所の確保のため、未就学児を対象として土曜日に船附こども園において園庭開放を実施するとともに、子育て情報をタイムリーに入手できるよう、子育て応援サイト「ようろうっこ」にイベントカレンダー機能を追加し、母子手帳アプリとも連携いたします。

また、少子化対策の一助として、男性不妊治療費助成制度を創設することにより、妊娠を望む夫婦の経済的負担の軽減を図ってまいります。

次に、健康づくりについてであります。

がんの早期発見のため、特に受診率が低く、死亡比率が高い胃がんについて、県が新たに取り組む胃がん対策強化事業費補助金を活用するなど、がん検診の受診率向上に努めてまいります。

さらに、新年度から小児がん患者ワクチン再接種費用やがん患者医療用ウィッグ購入費の助成を実施いたします。

国民健康保険事業については、生活習慣病の予防のためのメタボリックシンドロームに着目した特定健診を継続して行い、重症化による療養費の増加を抑制します。受診対象者に対しては、受診歴に応じた勧奨方法により受診率の向上を図り、今後も財政運営の安定化を目指してまいります。

次に、地域福祉についてであります。

日常生活圏域において、行政や保健・福祉等の関係機関と住民が一体となって支え合うことができる地域の仕組みづくりに引き続き取り組むため、第3次養老町地域福祉計画を策定いたします。

次に、高齢者福祉についてでございます。

本年10月31日から11月3日まで、本県において第33回全国健康福祉祭岐阜大会、いわゆるねりんピック岐阜2020が開催され、本町ではペタンク競技を担当いたします。全国各地より代表選手ら約500名の方々をお迎えすることから、本町ならではのおもてなしと選手関係者の競技環境づくりに努めてまいります。

また、高齢化と介護給付費の急激な増加に適切に対応するため、町民の意識調査等に基づき、第8期養老町介護保険事業計画・老人福祉計画を策定いたします。これまでの介護予防教室に加え、理学療法士等専門職を派遣することで、身近な地域で介護予防の知識の普及啓発、実践をより一層推進してまいります。

さらには、認知症への地域の理解を深めるため、従来町民公開講座や認知症サポーター養成講座に加え、実践・参加型の認知症徘徊模擬訓練を行い、認知症になっても安心して暮らせる地域づくりを行ってまいります。

次に、障害者福祉についてであります。

障害者基本法等に基づき、障害の有無に関わらず、相互に人格と個性を尊重し、共に支え合いながら暮らすことができる共生の実現に向け、町民の意識調査や計画策定部会の意見集約を行い、第3次養老町障がい者プランを策定してまいります。

次に、交通安全についてであります。

高齢運転者の重大な交通事故が急増し、深刻な社会問題となっていることから、75歳以上の高齢運転者を対象として、国土交通省が認定した後づけ急発進等抑制装置の設置に要した経費の一部を補助することにより、高齢運転者の安全対策を行います。

次に、消費生活についてであります。

近年多様化する詐欺行為から町民の財産を守るため、トラブルを未然に防ぐための啓発活動並びに県関係機関と連携しながら西濃5町で消費生活相談窓口を継続して開設するなど、消費生活の安定と向上を図ってまいります。

次に、防災についてであります。

昨年度、国の住宅・建築物安全ストック形成事業において新たに創設された民間ブロック塀等の撤去等に係る支援制度を活用し、建築物等耐震化促進事業の一環として引き続き補助を行ってまいります。

治水対策事業については、国の直轄管理河川においては金草川合流部の樋門改修の早期完成や河道掘削などを、県管理河川においては津屋川改修工事や河道内の樹木伐採などを引き続き要望してまいります。

また、本年度、一部工事に着手した南直江地区の床下浸水対策としましては、一日も早い排水ポンプ施設設置に努めてまいります。

砂防事業や治山事業といたしましては、堰堤の設置を含め、各谷での適切で速やかな土砂撤去、砂防施設の維持修繕等を継続して県に要望してまいります。

また、流末で水や土砂を受ける施設がない谷についても、県と協力して対策を行ってまいります。

さらに、将来の大規模自然災害のリスク等を踏まえ、住民の生命と財産を守り、経済社会活動を安全に営むことができる強靱な地域をつくり上げるため、新たに国土強靱化地域計画の策定を進めてまいります。

消防関連については、河川の氾濫等による浸水災害を想定し、救助用ゴムボートを配備するとともに、資機材搬送用トラックを更新することにより災害に強いまちづくりを推進してまいります。

なお、消防団につきましては、消防審議会からの消防団員の確保と運営改善策に関する答申を踏まえ、組織改革と制度改革に取り組んでまいります。また、災害現場で活動する団員の安全を担保するため、装備品の充実を図るとともに、能力向上にも注力してまいります。

次に、4. 地域経営の推進でございます。

最後に、自治体経営についてであります。

歳入の根幹である町税については、税の公平性を確保するため、適正かつ公平な賦課はもとより、期限内自主納付の促進や臨戸訪問、滞納処分の実施により、引き続き自主財源の確保と収納率の向上に努めます。

また、税務事務職員の県への派遣を継続し、実務能力のスキルアップを図ってまいります。

ふるさと納税につきましては、本町の産業・観光の魅力を発信する重要なツールとしてさらなる内容の充実を図るとともに、サービスの提供などの新たな返礼品の開拓に努め、全国の方から応援していただける魅力ある寄附金制度としてまいります。

以上、町政運営の所信の一端と主要施策について申し述べてまいりましたが、これらの諸施策の実現に当たりましては、意思決定機関である議会や町民の皆様の御意見を伺いながら、職員と一丸となって努力してまいります。

議員各位並びに町民の皆様の御理解、御協力、そして御支援を心からお願い申し上げます、私の施政方針とさせていただきます。御清聴ありがとうございました。

○議長（長澤龍夫君） 町長の施政方針の説明が終わりました。

○議長（長澤龍夫君） 初めに、日程第5、報告第1号 専決処分の報告について（養老町営住宅の管理に関する訴えの提起）から日程第8、報告第4号 専決処分の報告について（養老町営住宅の管理に関する訴えの提起）を、地方自治法第180条第2項の規定による報告であるため、一括議題として上程し、町長より報告を求めます。

養老町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） ただいま一括上程を賜りました報告第1号から報告第4号 専決処分の報告について（養老町営住宅の管理に関する訴えの提起）の概要を説明させていただきます。

報告第1号の訴えにつきましては、建物明渡しは完了しているが、町営住宅家賃を滞納している者について、大垣簡易裁判所へ賃料等請求事件として訴えを提起したものでございます。

報告第2号から報告第4号の訴えにつきましては、町営住宅家賃を滞納している者の中で、家賃滞納の支払い及び住宅の明渡しを催促した者のうち、町から催告したが催告に応じない者について、岐阜地方裁判所大垣支部及び大垣簡易裁判所へ建物明渡し等請求事件として訴えを提起したものでございます。

専決第1号にて賃料等の請求を求める相手方及び専決第2号から専決第4号にて町営住宅の明渡しを求める相手方は、別紙専決処分書のとおりになります。

以上、報告第1号から報告第4号 専決処分の報告について（養老町営住宅の管理に関する訴えの提起）の説明とさせていただきます。

○議長（長澤龍夫君） 報告が終わりました。

○議長（長澤龍夫君） それでは、議案の審議に入ります。

日程第9、議案第1号から日程第16、議案第8号までの8議案を逐条上程し、提案理由の説明を受け、総括質疑のみ行います。

それでは、日程第9、議案第1号 養老町印鑑条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

養老町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第1号 養老町印鑑条例の一部を改正する条例について説明をさせていただきます。

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関

する法律が令和元年6月14日に公布され、総務省で定められている印鑑登録証明事務処理要領が改正され、令和元年12月14日に施行されたことに伴い、本条例においても所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、担当課長に補足説明をさせますので、十分な御審議を賜りますようよろしくお願いをいたします。

○議長（長澤龍夫君） 田中住民人権課長、補足説明。

○住民福祉部住民人権課長（田中 実君） それでは、私のほうから補足説明をさせていただきます。

成年被後見人等に係る各制度について、心身の故障の状況を個別化、実質的に審査し、制度ごとに必要な能力の有無を判断する規定へと適正化するとともに、所要の規定の整備が図られたことなどにより、総務省で定められている印鑑登録証明事務処理要領についても所要の改正がされたことから、これに準じ本条例についても改正を行うものであります。

まず、第2条第2項第2号につきましては、成年被後見人の登録資格の制限について改正を行うものであります。

次に、第6条第2項では、登録できる文字の確認に利用する電子的記録媒体の特定に係る要件を加え、第7条第3号では、改正後に規定する第6条第2項の内容と重複する事項を削る改正を行うものであります。

次に、施行日については、この条例は、公布の日から施行するものであります。

以上で補足説明とさせていただきます。

○議長（長澤龍夫君） 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は総務民生委員会に付託の上、審査したいと思っておりますので、ここでの質疑は総括的、あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願いいたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（長澤龍夫君） 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りします。

本案は総務民生委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（長澤龍夫君） 異議なしと認めます。

よって、本案は総務民生委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

○議長（長澤龍夫君） 次に、日程第10、議案第2号 養老町職員のサービスの宣誓に関する

条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

養老町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第2号 養老町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例について説明をさせていただきます。

地方公務員法第31条の規定に基づくサービスの宣誓について、会計年度任用職員に関する例外規定を設けるため所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、担当課長に補足説明をさせますので、よろしく願いをいたします。

○議長（長澤龍夫君） 中島総務課長、補足説明。

○総務部総務課長（中島恵美君） それでは、私のほうから補足説明をさせていただきます。

令和2年4月1日から施行の会計年度任用職員制度の導入に伴い、会計年度任用職員は地方公務員法上のサービス等に関する各規程が適用されることとなるため、地方公務員法第31条の規定によるサービスの宣誓を行うことが必要となります。

会計年度任用職員におけるサービスの宣誓については、原則、正規職員と同様の方法で行うものでありますが、制度導入前の任用形態や任用手続に応じた方法においても行うことができるよう、本条例において例外規定を新たに設けるものであります。

次に、施行日についてであります。令和2年4月1日から施行いたします。

以上で補足説明とさせていただきます。

○議長（長澤龍夫君） 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は総務民生委員会に付託の上、審査したいと思っておりますので、ここでの質疑は総括的、あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願いいたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（長澤龍夫君） 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りします。

本案は、総務民生委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（長澤龍夫君） 異議なしと認めます。

よって、本案は総務民生委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

○議長（長澤龍夫君） 次に、日程第11、議案第3号 養老町手数料条例の一部を改正す

る条例についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

養老町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第3号 養老町手数料条例の一部を改正する条例について説明をさせていただきます。

高圧ガス保安法関係手数料令及び地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部が改正され、令和2年4月1日に施行されることに伴い、本条例の一部を改正するものでございます。

詳細につきましては、担当課長より補足説明をさせますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（長澤龍夫君） 吉田消防次長、補足説明。

○消防次長兼予防課長（吉田英之君） それでは、私のほうから補足説明をさせていただきます。

本条例につきましては、圧縮水素自動車燃料装置用継ぎ目なし容器の技術基準が策定され、自動車の燃料として圧縮水素を充填するための高圧ガス容器について、容器検査等を行う方法が確立されたことにより、圧縮水素自動車燃料装置用容器に係る容器検査等の実施が可能となったことから、高圧ガス保安法関係手数料令及び地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部が改正されたことに伴い、本条例の一部を改正するものです。

附則として、施行期日は、政令の改正期日と同様、令和2年4月1日でございます。

以上で補足説明とさせていただきます。

○議長（長澤龍夫君） 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は総務民生委員会に付託の上、審査したいと思っておりますので、ここでの質疑は総括的、あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願いいたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（長澤龍夫君） 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りします。

本案は総務民生委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（長澤龍夫君） 異議なしと認めます。

よって、本案は総務民生委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

○議長（長澤龍夫君） 次に、日程第12、議案第4号 養老町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

養老町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第4号 養老町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について御説明をさせていただきます。

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律、いわゆる行政手続オンライン化法の一部改正が令和元年12月16日に施行されたことに伴い、本条例について、条文中に行政手続オンライン化法を引用している題名が改称されることから、行政手続オンライン化法の題名を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に改めるとともに、引用する条号ずれに伴う所要の整備を行うものでございます。

次に、施行日についてであります。本条例は、公布の日から施行いたします。

以上で、議案第4号 養老町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例についての説明とさせていただきます。

○議長（長澤龍夫君） 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は総務民生委員会に付託の上、審査したいと思っておりますので、ここでの質疑は総括的、あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願いいたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（長澤龍夫君） 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りします。

本案は総務民生委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（長澤龍夫君） 異議なしと認めます。

よって、本案は総務民生委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

○議長（長澤龍夫君） 次に、日程第13、議案第5号 養老町留守家庭児童教室の設置等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

養老町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第5号 養老町留守家庭児童教室の設置等に関する条例の一部を改正する条例について説明をさせていただきます。

町で実施しております養老町留守家庭児童教室について、夏季休業中における利用対

象者を、現在の小学校4年生までを小学校6年生までに拡充するため所要の改正を行うものでございます。

この条例は、令和2年4月1日から施行するものでございます。

以上で、議案第5号 養老町留守家庭児童教室の設置等に関する条例の一部を改正する条例についての提案説明とさせていただきます。

○議長（長澤龍夫君） 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は総務民生委員会に付託の上、審査したいと思っておりますので、ここでの質疑は総括的、あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願いいたします。

質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（長澤龍夫君） 5番 岩永義仁君。

○5番（岩永義仁君） 1点確認させていただきます。

今までは指導員の不足等で4年生までしか実施できていなかったんですけれども、しっかり確保できたということによろしいでしょうか。

○議長（長澤龍夫君） 並河教育長、答弁。

○教育長（並河清次君） 岩永議員の質問に答えさせていただきます。

議員の皆さんの中から指摘がありましたように、6年生までということでしたが、指導体制等が整わないということでこれまで見送ってまいりましたが、保護者の要望が一層、就労される方が増えてきているからだと思っておりますけれども、要望が非常に増えてきておまして、アンケート調査をしたところ59名の希望がありまして、何とか実施したいということで、いろいろ他市町の状況も勘案しながら対応して、例えば高校生のバイトとか大学生、それから今教育委員会で雇っているといいますか、支援員さんとか、県費非常勤職員という方とかが見えるんですけれども、そういった方をお願いをして、指導者を増やすように今進めているところです。実施できるように最善を尽くしたいと思っております。以上です。

○議長（長澤龍夫君） ほかに質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（長澤龍夫君） 13番 水谷久美子君。

○13番（水谷久美子君） 生活空間の確保は十分検討されているのかということと、今、いろいろ高校生などのバイトということで、高学年に対する日中の過ごし方は、今おられる指導員よりもより高学年に寄り添った日中の過ごし方ができるのかなとは思いましたが、その点で答弁を頂きたいと思っております。

また、いろいろな諸課題は出てくると思いますが、現時点では、見切り発車ではなく、受入れに対して十分クリアして臨むということに理解してよろしいでしょうか。

○議長（長澤龍夫君） 教育長 並河清次君、答弁。

○教育長（並河清次君） 水谷議員の質問に答えさせていただきます。

その点について、まず施設の面ですけれども、今実施している教室では足りないところは、上多度小学校と笠郷が非常に多いということですが、今年度から空調化ができましたので、上多度については教室を利用して開設しようというふうに思っています。笠郷についても同様に、必要に応じて教室を利用しようとしています。

それから、指導員の方々から、やっぱり高学年が入ると指導が非常に難しいという、本来は指導していただきたいんですけども、難しいという声もあったので、今お話ししたように、小・中学校で指導していただいている先生方や若い学生等に対応していきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（長澤龍夫君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（長澤龍夫君） 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りします。

本案は総務民生委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（長澤龍夫君） 異議なしと認めます。

よって、本案は総務民生委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

○議長（長澤龍夫君） 次に、日程第14、議案第6号 養老町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

養老町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第6号 養老町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について御説明をさせていただきます。

児童福祉法（昭和22年法律第164号）の規定に基づき、市町村は児童健全育成事業の設備及び運営について、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号）に従い条例で定めることとされておりますが、この省令が令和2年4月1日に改正、施行されることとなり、本条例が定める事項について所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、担当課長に補足説明をさせますので、十分な御審議を賜りますようよろしくお願いをいたします。

○議長（長澤龍夫君） 西川教育委員会事務局長、補足説明。

○教育委員会事務局長兼教育総務課長兼スポーツ振興課長（西川敏明君） それでは、私のほうから補足説明をさせていただきます。

放課後児童健全育成事業の設備及び運営につきましては、児童福祉法第34条の8の2第1項の規定に基づき条例で基準を定めておりますが、放課後児童健全育成事業に従事する者及びその員数に係る基準が「従うべき基準」から「参酌すべき基準」に見直されたことに伴い、改正が可能となりました。

放課後児童支援員につきましては、支援員の資格を満たし、認定資格研修を修了したものとされておりますが、研修を修了していない者であっても、平成32年、令和2年3月31日までに研修の修了を予定している者については放課後児童支援員とみなすことが条例附則第2条で規定されておりますが、引き続きこのみなし支援員制度が必要であることから、「平成32年3月31日までの間」を「当分の間」に改め、期限の延長を行うものであります。

また、期限を延長することに伴い、第10条第3項中に、研修を修了していない者が研修を修了する期間について、支援員として従事することとなった日から24月を経過する日の属する年度末日までに予定していることを要件として加えるものであります。

なお、この条例は、令和2年4月1日から施行するものであります。

以上で補足説明とさせていただきます。

○議長（長澤龍夫君） 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は総務民生委員会に付託の上、審査したいと思っておりますので、ここでの質疑は総括的、あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願いいたします。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（長澤龍夫君） 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りします。

本案は総務民生委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（長澤龍夫君） 異議なしと認めます。

よって、本案は総務民生委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

これより暫時休憩といたします。再開は11時といたします。

（午前10時42分 休憩）

（午前11時00分 再開）

○議長（長澤龍夫君） 休憩を解き、再開いたします。

○議長（長澤龍夫君） 次に、日程第15、議案第7号 養老町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

養老町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第7号 養老町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての説明をさせていただきます。

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部が改正され、令和元年10月1日に施行されたことに伴い、基準省令と同様に改正するものでございます。

詳細につきましては、担当課長に補足説明をさせますので、よろしく願いをいたします。

○議長（長澤龍夫君） 近藤子ども課長、補足説明。

○住民福祉部子ども課長（近藤真由美君） それでは、私のほうから補足説明をさせていただきます。

養老町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の新旧対照表を御覧ください。

この改正は、幼児教育・保育の無償化に伴い、利用者負担額の支払い及びこども園等の食事の提供に要する費用の取扱い等を改正するものです。

「支給認定」が「教育・保育給付認定」に、「支給認定保護者」が「教育・保育給付認定保護者」に、「支給認定子ども」が「教育・保育給付認定子ども」に改められることに伴う改正語句の整理を行う箇所につきましては、第2条中第9号から同条第11号までと同条第18号、同条第21号、第6条から第12条、第14条第3項、同条第4項第1号、第15条第1項、第2項及び第17条第2項、第21条、第35条第2項、第36条第1項と第2項、第37条第1項と第2項、第44条第3項から第6項、第52条第1項と第2項、第53条第1項と第2項です。

第2条第12号から第16号までは新たに語句の定義を行うものです。

第14条中第1項については、無償化の実施に伴い、利用者負担額を支払う保護者の範囲を満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限定する改正です。また、同条第1項、第2項及び第15条第1項については、特別利用保育、特別利用教育を提供する場合の基準の読替えは全て第36条、第37条において定めることとするに伴う改正です。

第18条から第20条までの「保護者」は第2条第10号で定義する「教育・保育給付認定

保護者」と同義であることから、同じ表現を用い、法や法施行令に合わせるための改正です。

第21条第5号については、運営規程に定めるべき「費用」の範囲の明確化のための改正です。

第35条第2項第2号から第5号については、基準府令の語句に合わせるものです。

第36条第3項及び第37条第3項については、第14条第1項及び第2項、第15条第1項に定められていた特別利用保育を提供する場合の基準の読替えを本項にまとめるとともに、第14条第4項第3号に新設された規定についての読替規定を追加するための改正です。

第39条第1項及び第40条から第43条については、語句の整理を行うものです。

第44条第1項と第2項については、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育を提供する場合の基準の読替えは全て第52条、第53条において定めることとするに伴う改正です。

第47条第5号については、運営規程に定めるべき「費用」の範囲の明確化を行うものです。

第48条と第50条第2項については、「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改め、語句の整理を行うものです。

第51条については、「特定地域型保育事業」を「特定地域型保育事業者、特定地域型保育事業所及び特定地域型保育」に改める改正と、本条で準用する規定の改正に併せて読替規定について必要な整理を行うものです。

第52条第3項、第53条第3項については、第44条第1項及び第2項で定められていた特別利用地域型保育を提供する場合の基準の読替えを定めるものです。

附則第2条については、第14条の改正に伴い同条の読替規定を整理するものです。

附則第3条については、幼児教育・保育の無償化により、1号認定子供に係る利用者負担額は一律ゼロになることに伴い削除するものです。

附則第5条については、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準について、平成31年に行われた改正を受けて連携施設を確保しないことができる経過措置の期間を5年間から10年間に延長するものです。

なお、施行日についてであります。公布の日から施行するものとします。

以上で補足説明とさせていただきます。

○議長（長澤龍夫君） 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は総務民生委員会に付託の上、審査したいと思っておりますので、ここでの質疑は総括的、あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願いします。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（長澤龍夫君） 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りします。

本案は総務民生委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（長澤龍夫君） 異議なしと認めます。

よって、本案は総務民生委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

○議長（長澤龍夫君） 次に、日程第16、議案第8号 養老町認定こども園条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

養老町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第8号 養老町認定こども園条例の一部を改正する条例について説明をさせていただきます。

平成30年度より建設工事を進めておりました養北こども園新園舎につきまして、工事が完了し、令和2年4月1日より園舎を移転できる体制が整いましたので、養北こども園の位置を養老町飯田219番地に改正するものでございます。

以上で、議案第8号 養老町認定こども園条例の一部を改正する条例についての説明とさせていただきます。

○議長（長澤龍夫君） 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は総務民生委員会に付託の上、審査したいと思いますので、ここでの質疑は総括的、あるいは大綱的質疑にとどめていただくようお願いいたします。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（長澤龍夫君） 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りします。

本案は総務民生委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（長澤龍夫君） 異議なしと認めます。

よって、本案は総務民生委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

○議長（長澤龍夫君） 次に、議題に入る前に、教育長 並河清次君より発言の許可の申

請がありましたので、ここで発言を許可いたします。

教育長 並河清次君。

○教育長（並河清次君） ただいま議長より発言の許可を得ましたので、退任の挨拶をさせていただきます。

私は、この3月31日をもって教育長の職を辞することといたしました。平成25年10月1日の就任以来、6年半が経過しようとしています。この間、教育関係者、役場職員、町民の皆さんなど、多くの方々の御理解と御支援並びに議員の皆さんや役場部課長さん方、教育委員会職員の支えにより何とか職責を果たすことができました。精いっぱい職務を全うしてまいりましたが、体力、気力、能力に限界を感じるようになり、新しい方にやっていただいたほうが良いと考え、辞任することとしました。任期を1年半残してということになり誠に申し訳ありませんが、御理解よろしくお願いいたします。

議員の皆さん方には、これまで町教育行政に関しまして御理解、御支援いただくとともに、温かく、そして時には厳しい御意見を頂きました。皆様方の御提案により「ふるさと養老テキスト」の作成や子ども議会を始めたりするなど、新たな事業を生み出すことができました。そして、教育の活性化、充実につなげることができたと思っています。これからもこれまで以上に町民、特に子供たちのための前向きな御提案を頂きますようよろしくお願い申し上げます。また、後任の教育長に対しましても、これまで以上に御理解、御支援を頂くとともに、御指導、御鞭撻のほどをよろしくお願い申し上げます。

最後になりましたが、養老町並びに養老町の教育のますますの発展と養老町が差別、偏見のない心豊かな町となりますことを御祈念申し上げ、退任の挨拶といたします。ありがとうございました。

○議長（長澤龍夫君） それでは、日程第17、同意第1号 教育委員会教育長の任命同意についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

養老町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました同意第1号 教育委員会教育長の任命同意について御説明をさせていただきます。

町教育委員会教育長の並河清次氏が一身上の都合により令和2年3月31日付で辞職されることになり、その後任に、養老町立高田中学校校長で、養老町内小・中学校で永年教諭として奉職された森島恵照氏（59歳）を教育委員会教育長として任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第1項の規定により同意を求めるものでございます。

住所、岐阜県養老郡養老町京ヶ脇1422番地、森島恵照。

森島氏は、昭和58年4月、教諭として南濃町立石津小学校に奉職され、七宗町立神淵小学校教頭、養老町立高田中学校教頭、岐阜市立三輪中学校校長、養老町立養老小学校

校長などを歴任され、平成29年4月からは養老町立高田中学校校長として御活躍されており、教育委員会教育長として適任であると考えております。

なお、教育長の任期につきましては、同法第5条の規定により令和2年4月1日から令和3年9月30日までとなります。

以上で、同意第1号 教育委員会教育長の任命同意についての提案説明とさせていただきます。

○議長（長澤龍夫君） 説明が終わりました。

ただいまより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（長澤龍夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（長澤龍夫君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

○議長（長澤龍夫君） 次に、日程第18、議案第9号 町道路線の認定について及び日程第19、議案第10号 町道路線の変更についての計2議案を一括上程し、提案理由の説明を受け、総括質疑のみ行います。

町長より提案理由の説明を求めます。

養老町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） ただいま一括上程を賜りました議案第9号 町道路線の認定について及び議案第10号 町道路線の変更について説明をさせていただきます。

議案第9号の町道路線の認定については、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定に基づき、また議案第10号の町道路線の変更については、同法第10条第3項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、建設課長に補足説明をさせますので、十分な御審議を賜りますようよろしくお願いをいたします。

○議長（長澤龍夫君） 高橋建設課長、補足説明。

○産業建設部建設課長（高橋正人君） それでは、私のほうから補足説明をさせていただきます。

議案第9号の今回認定する路線は、県道整備等に伴うもの1路線で、県道養老・平田線の交差点改良時に、将来的に県道大垣・養老公園線の側道となる箇所整備が進められ、県からの移管に向けて町道認定するものです。

また、議案第10号の今回変更する路線は、開発行為に伴う路線短縮の1路線と修正に伴う路線短縮の1路線であります。

まず、整理番号1の開発行為に伴う路線の短縮であります。飯ノ木地内にて企業進出による造成工事に伴い、町道路線の一部を用途廃止することとなったため、既存の町道路線を短縮するものです。

次に、整理番号2の修正に伴う路線の短縮ですが、直江地内において造成工事の計画を進めている企業より接道の確認があった際、町道認定が現状と相違する箇所が判明したため修正するものであります。

路線の認定、変更の合計は、延長143.1メートルの減、面積は約190平方メートルの減であります。

詳細につきましては、議案に添付しております図面を御確認いただきたいと思います。

以上で、議案第9号 町道路線の認定について及び議案第10号 町道路線の変更についての補足説明とさせていただきます。

○議長（長澤龍夫君） 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本2議案は産業建設委員会に付託の上、審査したいと思いますので、ここでの質疑は総括的、あるいは大綱的質疑にとどめていただくようお願いいたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（長澤龍夫君） 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りします。

本2議案は産業建設委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（長澤龍夫君） 異議なしと認めます。

よって、本2議案は産業建設委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

○議長（長澤龍夫君） 次に、日程第20、議案第11号から日程第23、議案第14号までの計4議案は、逐条上程後、提案理由の説明を受け、総括質疑のみ行います。

それでは、日程第20、議案第11号 令和元年度養老町公共下水道事業特別会計の繰入れの変更についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

養老町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第11号 令和元年度養老町公共下水道事業特別会計の繰入れの変更について御説明させていただきます。

公共下水道事業特別会計につきましては、今回、議案第14号の令和元年度養老町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）で、歳入歳出それぞれを90万1,000円増額いたしており、全額が公共下水道事業関係職員の異動等に伴う人件費分となります。

公共下水道事業関係職員の人件費については、一般会計からの繰入金で充てておりますので、今回の補正により繰入総額を2億3,388万円に変更するものでございます。

以上で、議案第11号 令和元年度養老町公共下水道事業特別会計の繰入れの変更についての提案説明とさせていただきます。

○議長（長澤龍夫君） 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は産業建設委員会に付託の上、審査したいと思いますので、ここでの質疑は総括的、あるいは大綱的質疑にとどめていただくようお願いいたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（長澤龍夫君） 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りします。

本案は産業建委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（長澤龍夫君） 異議なしと認めます。

よって、本案は産業建委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

○議長（長澤龍夫君） 次に、日程第21、議案第12号 令和元年度養老町一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

養老町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第12号 令和元年度養老町一般会計補正予算（第4号）につきまして、その概要を説明させていただきます。

今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ2,451万1,000円を減額し、予算総額を130億1,209万9,000円とするものでございます。

主な内容は、ふるさと納税推進事業のほか、防災行政無線デジタル化整備事業、産地パワーアップ事業補助金など各事業の精算などでございます。

詳細につきましては、それぞれ担当部長に補足説明をさせますので、十分な御審議を賜りますようよろしくお願いをいたします。

○議長（長澤龍夫君） 松岡総務部長、補足説明。

○総務部長兼企画政策課長（松岡弘泰君） それでは、私のほうから総務部関係の補足説

明をさせていただきます。

最初に、15ページの歳出から説明させていただきます。

款2総務費、項1総務管理費、1目一般管理費では、ふるさと納税推進事業でふるさと納税寄附金の増加に伴い9,783万7,000円を増額し、5目財産管理費では、説明欄2行目、社会保障・税番号制度システム整備事業で社会保障・税番号制度システム整備事業補助金額の確定により財源更正を行い、6目企画費では、説明欄1行目、(仮称)養老町まちづくりビジョン策定事業で事業費の確定により387万1,000円を減額し、17目ふるさと応援基金費につきましては、寄附金見込額5億1,000万円のうち1億1,872万1,000円は、寄附者の御意向に沿い、それぞれの事業へ充当し、残り3億9,127万9,000円を基金に積み立てることとしたため、7,933万3,000円を増額しました。

なお、寄附金の充当先事業の内訳につきましては、15ページ、款2総務費、項1総務管理費、2目文書広報費の広報費に700万円、3目財政管理費の公会計財務書類作成事業に300万円、6目企画費の(仮称)養老町まちづくりビジョン策定事業に300万円と養老鉄道活性化事業に1,000万円、7目地域振興費の自治会館管理運営事業に368万6,000円とオンデマンドバス運行事業に1,000万円、17ページ、款3民生費、項1社会福祉費、3目福祉医療費の乳幼児等医療事業に2,000万円、項2児童福祉費、1目児童福祉総務費の公立認定こども園等関係事務事業に404万2,000円と公立認定こども園整備事業に1,000万円、款4衛生費、項2清掃費、1目塵芥処理費の分別回収事業費に301万4,000円、19ページ、款7商工費、項1商工費、2目商工業振興費のネクスト100プロジェクト事業に400万円、款8土木費、項4都市計画費、1目都市計画総務費の都市計画管理費に382万1,000円、21ページ、款9消防費、項1消防費、2目非常備消防費の消防団訓練事業に700万円、4目水防費の水防管理費に400万円、款10教育費、項2小学校費、2目教育振興費の小学校図書館整備事業に300万円、3目学校給食費の小学校給食管理事務に300万円、項3中学校費、2目教育振興費の中学校図書館整備事業に100万円、3目学校給食費の中学校給食管理事務に300万円、項4社会教育費、2目社会教育総務費の愛の詩募集事業、文化財保護事業、埋蔵文化財保護・多芸七坊測量調査事業、文化財アーカイブ事業にそれぞれ100万円、7目図書館費の図書館維持管理事業に500万円、9目国際学習会館費の日独交流事業費に100万円、項5保健体育費、1目保健体育総務費の日独交流事業に100万円と総合型地域スポーツクラブ育成推進事業に200万円、2目総合体育館費の総合体育館維持管理費に315万8,000円となり、それぞれ財源更正を行いました。

次に、款9消防費、項1消防費、3目防災費では、防災行政無線デジタル化整備事業で事業費の確定により850万8,000円を減額しました。

次に、9ページの歳入について説明をさせていただきます。

款の13国庫支出金、項2国庫補助金、1目総務費国庫補助金では、社会保障・税番号

制度システム整備事業で社会保障・税番号制度システム整備費補助金239万1,000円を増額しました。

次に、11ページ、款16寄附金、項1寄附金、2目総務費寄附金では、ふるさと納税寄附金（一般分）につきまして、寄附金見込額が5億1,000万円でありますので、予算との差額1億9,805万4,000円を増額いたしました。

また、寄附金の充当については、寄附者の御意向に沿い、輝く人のまち、活力のあるまち、安心・安全なまち、地域経営の推進の各事業に総額で1億1,872万1,000円を充当し、3億9,127万9,000円は基金に積立てを行っています。

次に、13ページ、款17繰入金、項1基金繰入金、1目財政調整基金繰入金では、財源調整として6,152万9,000円を減額しました。

款20町債、項1町債、3目消防債では、デジタル防災無線整備事業債で起債対象額が確定したことにより810万円を減額いたしました。

次に、戻っていただきまして6ページになりますけど、6ページの第2表 繰越明許費では、令和元年度内に事業が完了しないプレミアム付商品券事業1,262万5,000円、産地パワーアップ事業補助金14億175万円、道路新設改良費1万1,000円について繰越明許費を設定しました。

次に、第3表 地方債補正では、事業費の確定などにより補正後の限度額を児童福祉施設整備事業債で2億9,550万円、学校教育施設等整備事業債で4,510万円、地方道路等整備事業債で1億2,650万円、デジタル防災無線整備事業債で8,380万円とし、一般事業債を廃止するものでございます。

以上で総務部関係の補足説明とさせていただきます。

○議長（長澤龍夫君） 久保寺住民福祉部長、補足説明。

○住民福祉部長兼健康福祉課長（久保寺利明君） それでは、私のほうから住民福祉部関係の補足説明をさせていただきます。

最初に、15ページの歳出を御覧ください。

款2総務費、項3戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費の個人番号カード交付事業では、通知カード・個人番号カード関連事務の委任に係る交付金所要額で107万4,000円を増額いたしました。

款3民生費、項1社会福祉費、1目社会福祉総務費の障害者福祉事業では、特別児童扶養手当事務取扱いに係る平成30年度事業費が確定しましたので、事業の交付金精算に伴う返還金5万3,000円を計上いたしました。

障害者自立支援給付事業では、障害者福祉サービスを利用する障害者数の増加等により扶助費の所要額912万3,000円を増額いたしました。

国民健康保険特別会計繰出金では、国民健康保険基盤安定負担金所要額で674万4,000円を増額いたしました。

また、プレミアム付商品券事業では、低所得者該当分として4,825名に申請書を送付しましたが、商品券の購入を希望し、申請書を提出された方が1,500名だったため、予算現額と実績との大幅な乖離が生じまして、負担金補助及び交付金で8,600万円を減額するなど、事業費全体で9,961万5,000円を減額いたしました。

なお、商品券の使用期限を3月31日と設定したことにより、事務精算が令和2年4月以降になるため、精算に必要となる1,262万5,000円を繰越明許費とさせていただきました。

次に、17ページ、2目老人福祉費では、地域密着型サービス等整備助成事業費補助金を計上しておりましたが、開設事業者の応募がなかったため補助金3,920万円を減額いたしました。

あと、ふるさと納税寄附金による財源更正につきましては、先ほど総務部長のほうから説明がありましたので割愛させていただきます。

次に、項2児童福祉費、1目児童福祉総務費では、職員管理費において、臨時職員の保育士の退職等もあり、当初見込みと実績見込みとの差額分で賃金1,566万5,000円を減額いたしました。

また、保育対策総合支援事業において、私立園の事業が補助要件に該当しなかったため負担金補助及び交付金を404万5,000円減額いたしました。

また、私立保育園等整備事業において、昨年度実施しためぐみ保育園の改修工事に対する国庫補助額が確定したことにより返還金が生じたので、返還金として5万3,000円を増額いたしました。

次に、2目児童措置費では、公立認定こども園等運営事業において、入園児に提供する給食の材料費が当初見込んだ入園児数よりも少ない人数で推移しているため、当初見込みと実績見込みとの差額分で賄い材料費280万円を減額いたしました。

また、施設等利用給付事業において、令和元年10月より施行された幼児教育・保育の無償化に伴い、新制度未移行幼稚園及び認可外保育施設等を利用している認定要件を満たした方についても利用料無償化の対象となっておりますが、その利用者数が見込人数より少ない人数で推移しているため、当初見込みと実績見込みとの差額分で負担金補助及び交付金を359万7,000円減額いたしました。

また、児童手当支給事業では、受給者の当初見込みと実績見込みとの差額分で扶助費233万5,000円を減額いたしました。

次に、款4衛生費、項1保健衛生費、1目保健衛生総務費の母子保健事業では、養育医療費の動向により扶助費で30万8,000円を増額いたしました。

次に、9ページの歳入について御説明申し上げます。

款8地方特例交付金、項2子ども・子育て支援臨時交付金、1目子ども・子育て支援臨時交付金では、新制度未移行幼稚園及び認可外保育施設等の実績見込人数の減により、

利用料無償化分の市町村負担分を補填する交付金87万2,000円を減額いたしました。

次に、款11分担金及び負担金、項2負担金、1目民生費負担金では、私立保育園の保育料について、令和元年10月より施行された幼児教育・保育の無償化により無償化となる保育料の額が当初見込みよりも多かったため、保育料359万5,000円を減額いたしました。

次に、款12使用料及び手数料、項1使用料、2目民生使用料では、公立こども園への入園者が見込人数より少ない人数で推移しているため、保育料613万6,000円を減額いたしました。

款13国庫支出金、項1国庫負担金、1目民生費国庫負担金、1節社会福祉費負担金では、障害者自立支援給付事業に係る負担金456万1,000円を増額いたしました。

次に、2節児童福祉費負担金では、新制度未移行幼稚園及び認可外保育施設等の実績見込人数の減により、利用料無償化分の国庫負担金179万9,000円を減額いたしました。

3節保険基盤安定負担金では、国民健康保険基盤安定負担金205万7,000円を増額いたしました。

4節の児童手当負担金では、児童手当受給者の見込人数の減により国庫負担金176万5,000円を減額いたしました。

次に、2目衛生費国庫負担金の母子保健衛生費負担金では、養育医療費に係る負担金15万4,000円を増額いたしました。

項2国庫補助金、1目総務費国庫補助金では、個人番号カード交付事業費補助金107万4,000円を増額いたしました。

2目民生費国庫補助金では、プレミアム付商品券事業に係る事務費補助分で1,361万5,000円、事業費補助分で1,720万円、合計3,081万5,000円を減額いたしました。

また、保育対策総合支援事業において、私立園の事業が補助要件に該当しなかったため、事業に対する国庫補助金280万1,000円を減額いたしました。

款14県支出金、項1県負担金、1目民生費県負担金では、障害者自立支援給付に係る負担金228万円を増額いたしました。

また、新制度未移行幼稚園及び認可外保育施設等の実績見込人数の減により、利用料無償化分の県費負担金90万円を減額いたしました。

次に、11ページを御覧ください。

保険基盤安定負担金では、国民健康保険基盤安定負担金203万円を増額いたしました。

また、児童手当負担金では、児童手当受給者の見込人数の減により県費負担金28万6,000円を減額いたしました。

2目衛生費県負担金では、養育医療費に係る母子保健衛生費負担金として7万7,000円を増額いたしました。

項2県補助金、2目民生費県補助金では、地域密着型サービス等整備事業に係る補助

金について、開設事務所応募者がなかったため3,920万円を減額いたしました。

保育対策総合支援事業において、私立園の事業者が補助要件に該当しなかったため、事業に対する補助金54万6,000円を減額いたしました。

次に、13ページ、款19諸収入、項4雑入、6目雑入では、プレミアム付商品券事業の商品券販売代金の決算見込額と予算現計との差額6,880万円を減額いたしました。

次に、款20町債、項1町債、1目民生債では、養北こども園新園舎の建設費に対する起債について、児童福祉施設部分と学校教育施設の案分率の変更により、児童福祉施設整備事業債を5,480万円増額し、学校教育施設等整備事業債を3,830万円減額いたしました。

以上で住民福祉部関係の補足説明とさせていただきます。

○議長（長澤龍夫君） 田中産業建設部長、補足説明。

○産業建設部長兼水道課長（田中一也君） それでは、私のほうから産業建設部関係の補足説明をさせていただきます。

最初に、歳出の説明をさせていただきます。

15ページの款2総務費、項1総務管理費、5目財産管理費のバス運行管理費では、行政バス42人乗り売却に係る財産収入39万円を充当し、財源更正をいたしました。

次に、6目企画費の地方バス路線維持管理費では、路線バスへの補助金確定により116万6,000円を減額いたしました。

次に、18目まちづくり整備基金費のまちづくり整備基金積立金では、環境整備協力金の収入増により積立金463万8,000円を増額いたしました。

次に、17ページの款6農林水産業費、項1農業費、3目農業振興費では、事業費の確定により、水田農業構造改革対策事業費で負担金補助及び交付金を257万6,000円、元気な農業産地構造改革支援事業で164万8,000円をそれぞれ減額し、機構集積協力金交付事業費で負担金補助及び交付金を797万9,000円、償還金、利子及び割引料を30万円それぞれ増額し、産地パワーアップ事業補助金で負担金補助及び交付金のうち生産支援事業について657万3,000円、強い農業・担い手づくり総合支援事業で負担金補助及び交付金29万5,000円をそれぞれ減額いたしました。

次に、4目畜産業費では、事業費の確定により酪農振興対策支援事業で負担金補助及び交付金12万円を減額いたしました。

次に、5目土地改良費では、県営かんがい排水事業負担金の事業費の確定により委託料142万6,000円、また建物事後調査に係る要望がなかったことから負担金補助及び交付金39万円、また県営湛水防除事業負担金で負担金補助及び交付金90万7,000円、また多面的機能支払交付金事業で事業費の見込みより負担金補助及び交付金417万7,000円をそれぞれ減額いたしました。

また、19ページの揚排水機管理手当等で事業費の見込みにより負担金補助及び交付金

522万3,000円を増額いたしました。

次に、項2林業費、2目林業振興費では、事業費の見込みにより、有害鳥獣駆除事業費で、豚コレラの影響により捕獲頭数が減少したことから、報償費628万1,000円を減額いたしました。

次に、款7商工費、項1商工費、2目商工業振興費では、特産ブランド認証事業において、特産品開発補助金額が確定しましたので負担金補助及び交付金100万円を、同じく地域未来投資促進法関連事業においても、地域経済牽引事業者として新たに承認された事業者がいなかったため負担金補助及び交付金2,200万円をそれぞれ減額いたしました。

次に、款8土木費、項2道路橋梁費、3目道路橋梁新設改良費の簡易舗装工事費では、起債対象額の確定により地方債を230万円減額し、財源更正をいたしました。

また、道路新設改良費では、津屋川改修に伴う施工の県委託分が確定したため594万7,000円を減額いたしました。また、起債対象額の確定により地方債を10万円減額し、財源更正をいたしました。

次に、項3河川費、2目悪水路維持費の悪水路維持費では、起債対象額の確定により地方債を180万円減額し、財源更正をいたしました。

次に、項4都市計画費、1目都市計画総務費の建築物等耐震化促進事業では、建築物等耐震化促進事業が確定したため464万円を減額し、これに伴う国庫補助金の213万1,000円と県補助金125万6,000円を減額し、財源更正をいたしました。

次に、3目下水道整備費の公共下水道事業特別会計繰出金事業では、公共下水道事業特別会計の補正に伴い90万1,000円を増額いたしました。

続きまして、歳入について御説明を申し上げます。

9ページです。

9ページの款11分担金及び負担金、項2負担金、2目農林水産業費負担金で、事業費の確定により29万7,000円を減額いたしました。

次に、款13国庫支出金、項2国庫補助金、4目商工費国庫補助金では、特産ブランド認証事業の特産品開発補助金及び地域未来投資促進法関連事業の地域経済牽引事業推進補助金の事業費確定により地方創生推進交付金を1,150万円減額いたしました。

また、土木費国庫補助金では、建築物等耐震化促進事業補助金の確定により213万1,000円を減額いたしました。

次に、11ページの款14県支出金、項2県補助金、4目農林水産業費県補助金で、事業費の見込みや確定により、元気な農業産地構造改革支援事業補助金164万8,000円、経営所得安定対策事務費補助金257万6,000円をそれぞれ減額し、機構集積協力金交付事業費補助金797万7,000円を増額し、多面的機能支払交付金事業補助金313万2,000円、酪農振興対策支援事業補助金6万円、産地パワーアップ事業補助金657万3,000円、土地改良事

業調査設計事業補助金71万4,000円、強い農業・担い手づくり総合支援交付金事業補助金29万5,000円、清流の国ぎふ森林・環境基金事業補助金105万円、鳥獣被害防止緊急捕獲支援事業補助金338万5,000円をそれぞれ減額いたしました。

次に、6目土木費県補助金では、同様に建築物等耐震化促進事業補助金の確定により125万6,000円を減額いたしました。

次に、項3委託金、3目農林水産業委託金で、事業費の見込みにより有害鳥獣駆除事業委託金103万5,000円を減額いたしました。

次に、款15財産収入、項2財産売払収入、2目物品売払収入では、行政バス42人乗りの売却により、40万円から当初予算の1万円を差し引いた39万円を増額いたしました。

次に、13ページの款19諸収入、項4雑入、6目雑入では、農地転用により補助金の返還が生じたことから機構集積協力金返還金（過年度分）30万円を増額いたしました。

また、環境整備協力金では463万8,000円を増額いたしました。

次に、款20町債、項1町債、2目土木債では、起債対象額が確定したことにより420万円を減額いたしました。

以上で、議案第12号、養老町一般会計補正予算（第4号）についての産業建設部関係の補足説明といたします。

○議長（長澤龍夫君） 西川教育委員会事務局長、補足説明。

○教育委員会事務局長兼教育総務課長兼スポーツ振興課長（西川敏明君） それでは、私のほうから、教育委員会関係でふるさと納税寄附金による財源更正以外について、補足説明をさせていただきます。

今回の補正は歳出のみでございます。

21ページを御覧ください。

款10教育費、項1教育総務費、2目事務局費の留守家庭児童教室事業につきましては、国・県よりそれぞれ3分の1ずつの補助があり、平成30年度子ども・子育て支援交付金の国庫補助金として725万9,000円を受け入れておりましたが、補助金額が655万4,000円に確定し、差引額70万5,000円を返還する必要がありますので、償還金、利子及び割引料として同額を補正するものでございます。

なお、県からは655万4,000円を補助金として受け入れております。

以上で教育委員会関係の補足説明とさせていただきます。

○議長（長澤龍夫君） 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は、内容ごとに各常任委員会に付託の上、審査したいと思っておりますので、ここでの質問は総括的、あるいは大綱的質疑にとどめていただくようお願いいたします。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（長澤龍夫君） 11番 田中敏弘君。

○11番（田中敏弘君） 款3の民生費の関係です。

2目の老人福祉費で、地域密着型サービス等の整備助成事業として3,920万円が減額されております。ただいまの説明ですと事業者の応募がなかったというようなことで、新年度も予算計上はありませんが、流れとしては高齢者がどんどん増えていく中で、町の方針としてはどのように考えておられるかということを確認したいと思います。

○議長（長澤龍夫君） 久保寺住民福祉部長、答弁。

○住民福祉部長兼健康福祉課長（久保寺利明君） それでは、ただいまの田中議員の御質問に対して回答させていただきます。

今回減額させていただきました事業につきましては、第7期の介護保険事業計画の中で小規模多機能型居宅介護施設を1棟建設するという計画が立っておりました。こちらにつきましては、計画策定前にアンケート、あと関係者等のヒアリング等を行いまして、そういった施設が必要であろうということで計画に上げさせていただいたわけなんです。事業者の募集につきましては1回目を平成30年11月9日から平成30年12月7日まで、平成30年度末の介護の運協においても、事業計画でそういう計画がある以上は再度募集をかけて、それで応募者がなければなしにするということで了承を頂いておりました。今年度も令和元年5月15日から令和元年6月14日までの間、公募を行いましたが、事業者の応募がなかったということで、今回、丸々の補助金の減額ということをしていただくこととなります。

また、第8期の計画につきましては、令和3年度からのスタートということで、今現在もアンケート等を行っております。令和2年度中に新たな計画を策定し、その中でやっぱり必要な施設等を検討して、また事業計画に上げたいと思っております。以上です。

○議長（長澤龍夫君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（長澤龍夫君） 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りします。

本案は各常任委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（長澤龍夫君） 異議なしと認めます。

よって、本案は各常任委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

これより暫時休憩といたします。再開は午後1時といたします。

（午前11時56分 休憩）

（午後1時00分 再開）

○議長（長澤龍夫君） 休憩を解き、再開いたします。

○議長（長澤龍夫君） 次に、日程第22、議案第13号 令和元年度養老町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

養老町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第13号 令和元年度養老町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）につきまして、その概要を説明させていただきます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1億9,042万2,000円を追加し、予算総額を36億6,092万4,000円とするものでございます。

補正する主な内容は、国民健康保険給付費等の必要額と基金積立金・過年度補助金返還金を計上いたしました。

詳細につきましては、担当課長に補足説明をさせますので、十分な御審議を賜りますようよろしくお願いをいたします。

○議長（長澤龍夫君） 田中住民人権課長、補足説明。

○住民福祉部住民人権課長（田中 実君） それでは、私のほうから補足説明をさせていただきます。

最初に、8ページの歳出について御説明申し上げます。

款2保険給付費、項1療養諸費、1目一般被保険者療養給付費で、一般被保険者療養給付費負担金として9,163万円を増額するものでございます。

項2高額療養費、1目一般被保険者高額療養費では、一般被保険者高額療養費負担金として1,263万9,000円を増額するものでございます。

次に、款5基金積立金、項1基金積立金、1目国民健康保険基金積立金では、基金積立金として8,000万円を増額するものでございます。

次に、款7諸支出金、項1償還金及び還付加算金、3目償還金では、過年度分補助金返還金として615万3,000円を増額するものでございます。

次に、6ページの歳入について御説明申し上げます。

款3県支出金、項1県補助金、1目保険給付費等交付金では、普通交付金として1億426万9,000円を増額するものでございます。

2目国庫負担金減額措置対策費補助金では、国庫負担金減額措置対策費補助金として78万3,000円を増額するものでございます。

次に、款5繰入金、項1他会計繰入金、1目一般会計繰入金では、保険基盤安定繰入金（保険税軽減分）として133万6,000円、保険基盤安定繰入金（保険者支援分）として411万5,000円、財政安定化支援事業繰入金として129万3,000円を増額するものでございます。

次に、款6繰越金、項1繰越金、1目繰越金では7,862万6,000円を増額するものでござ

ざいます。

以上で補足説明とさせていただきます。

○議長（長澤龍夫君） 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は総務民生委員会に付託の上、審査したいと思いますので、ここでの質疑は総括的、あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願いいたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（長澤龍夫君） 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りします。

本案は総務民生委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（長澤龍夫君） 異議なしと認めます。

よって、本案は総務民生委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

○議長（長澤龍夫君） 次に、日程第23、議案第14号 令和元年度養老町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

養老町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第14号 令和元年度養老町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）につきまして、その概要を説明させていただきます。

今回の補正につきましては、歳入歳出それぞれ90万1,000円を減額し、予算総額を3億7,406万5,000円とするものでございます。

補正の内容につきましては、職員の異動等に伴い人件費を補正するものでございます。

詳細につきましては、担当課長に補足説明させますので、十分な御審議を賜りますようお願いをいたします。

○議長（長澤龍夫君） 田中産業建設部長、補足説明。

○産業建設部長兼水道課長（田中一也君） それでは、私のほうから補足説明をさせていただきます。

まず歳出について御説明を申し上げます。

8 ページ、款1下水道費、項1公共下水道管理費、1目総務費では、職員の異動等に伴い人件費を補正するものでありまして、給料で65万2,000円増額、職員手当等で6,000円増額、共済費で24万3,000円増額、合計90万1,000円増額をいたしました。

次に、歳入について御説明を申し上げます。

6 ページ、款 5 繰入金、項 1 他会計繰入金、1 目一般会計繰入金を90万1,000円増額いたしました。

以上で、議案第14号 令和元年度養老町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）についての補足説明とさせていただきます。

○議長（長澤龍夫君） 養老町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） 訂正の説明をしたいと思います。先ほど概要の中で、今回の補正については、歳入歳出それぞれ90万1,000円を「減額」と申し上げました。大変失礼いたしました。「増額」でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（長澤龍夫君） 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は産業建設委員会に付託の上、審査したいと思いますので、ここでの質疑は総括的、あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願いいたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（長澤龍夫君） 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りします。

本案は産業建設委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（長澤龍夫君） 異議なしと認めます。

よって、本案は産業建設委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

○議長（長澤龍夫君） 次に、日程第24、議案第15号から日程第36、議案第27号までの13議案は、一括議題として上程後、提案理由の説明を受け、総括質疑を行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（長澤龍夫君） 異議なしと認めます。

それでは、日程第24、議案第15号 令和2年度養老町立食肉事業センター特別会計の繰入れについてから日程第36、議案第27号 令和2年度養老町後期高齢者医療特別会計予算までの13議案を一括議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

養老町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） ただいま一括上程を賜りました議案第15号 令和2年度養老町立食肉事業センター特別会計の繰入れについてから議案第27号 令和2年度養老町後期高

齢者医療特別会計予算までにつきまして、その概要を説明させていただきます。

なお、各予算の詳細につきましては、この後設置が予定されております予算特別委員会において各担当部課長から説明をさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

初めに、議案第15号 令和2年度養老町立食肉事業センター特別会計の繰入れ及び議案第16号 令和2年度養老町農業集落排水事業特別会計の繰入れについて、一括で説明をさせていただきます。

この繰入れにつきましては、各特別会計でそれぞれの事業を実施するため地方財政法第6条の規定により一般会計から繰り入れるもので、繰入額としては、食肉事業センター特別会計5,500万円、農業集落排水事業特別会計2,146万6,000円でございます。

次に、議案第17号 令和2年度養老町一般会計予算につきまして、その概要を説明させていただきます。

令和2年度一般会計予算は、歳入歳出予算総額が110億600万円で、前年度比マイナス19億200万円、14.7%の減であります。

歳出の主なものは、防災行政無線デジタル化整備事業4億1,755万6,000円、ふるさと納税推進事業2億4,908万7,000円、県営圃場整備事業5,071万9,000円、ネクスト100プロジェクト事業3,211万9,000円、認定こども園整備事業2,954万6,000円、体育施設整備事業2,529万7,000円などでございます。

次に、議案第18号 令和2年度養老町国民健康保険特別会計予算について御説明させていただきます。

令和2年度国民健康保険特別会計予算は、歳入歳出予算総額がそれぞれ35億9,530万円で、前年度比較1億5,750万円、4.6%の増でございます。

増額の主なものは、保険給付費の増などによるものでございます。

次に、議案第19号 令和2年度養老町簡易水道特別会計予算について御説明申し上げます。

令和2年度簡易水道特別会計予算は、歳入歳出予算総額がそれぞれ2,990万円で、前年度比較550万円、22.5%の増でございます。

増額の主なものは、簡易水道施設整備基金への積立金の増などによるものでございます。

次に、議案第20号 令和2年度養老町立食肉事業センター特別会計予算について説明をさせていただきます。

令和2年度食肉事業センター特別会計予算は、歳入歳出予算総額がそれぞれ1億3,000万円で、前年度比較マイナス600万円、4.4%の減で、前年度とほぼ同額でございます。

次に、議案第21号 令和2年度養老町住宅新築資金等貸付特別会計予算についてでござい

ざいます。

令和2年度住宅新築資金等貸付特別会計予算は、歳入歳出予算総額がそれぞれ480万円で、前年度比較マイナスの20万円、4.0%の減で、前年度とほぼ同額でございます。

次に、議案第22号 令和2年度養老町上水道事業会計予算について御説明申し上げます。

令和2年度上水道事業会計予算は、3条会計の収益的収入は5億2,030万円で、前年度比較5,540万円、11.9%の増、収益的支出は4億1,420万円で、前年度比較マイナスの1,660万円、3.9%の減でございます。

次に、4条会計の資本的収入は2,770万円で、前年度比較9,320万円、77.1%の減、資本的支出は3億5,110万円で、前年度比較1,130万円、3.1%の減でございます。

資本的収入の減の主なものは、企業債の減などによるものです。

資本的支出の減の主なものは、建設改良費の減などによるものでございます。

次に、議案第23号 令和2年度養老町公共下水道事業会計予算について御説明させていただきます。

令和2年度公共下水道事業会計予算は、3条会計の収益的収入、収益的支出がそれぞれ3億5,080万円でございます。

次に、4条会計の資本的収入は1億3,070万円で、資本的支出は2億1,560万円でございます。

これまで公共下水道事業特別会計でございましたが、令和2年度より地方公営企業法の適用を受け企業会計となりますので、対前年度比較はございません。

次に、議案第24号 令和2年度養老町農業集落排水事業特別会計予算について御説明申し上げます。

令和2年度農業集落排水事業特別会計予算は、歳入歳出総額がそれぞれ3,250万円で、前年度比較170万円、5.5%の増でございます。

増額の主なものは、農業集落排水施設機能診断調査業務の委託料でございます。

次に、議案第25号 令和2年度養老町介護保険事業特別会計予算について御説明申し上げます。

令和2年度介護保険事業特別会計予算は、歳入歳出総額がそれぞれ29億740万円で、前年度比較1,340万円、0.5%の増でございます。

増額の主なものは、介護サービス給付費及び介護予防サービス給付費の増などによるものでございます。

次に、議案第26号 令和2年度養老町介護サービス事業特別会計予算について御説明申し上げます。

令和2年度介護サービス事業特別会計予算は、歳入歳出総額がそれぞれ1,670万円で、前年度比較70万円、4.4%の増で前年度とほぼ同額でございます。

最後に、議案第27号 令和2年度養老町後期高齢者医療特別会計予算について御説明申し上げます。

令和2年度後期高齢者医療特別会計予算は、歳入歳出総額がそれぞれ3億5,780万円で、前年度比較3,050万円、9.3%の増でございます。

増額の主なものは、後期高齢者医療広域連合納付金の増などによるものでございます。

以上で、一括上程を賜りました議案第15号 令和2年度養老町立食肉事業センター特別会計の繰入れについてから議案第27号 令和2年度養老町後期高齢者医療特別会計予算までの提案説明とさせていただきます。

○議長（長澤龍夫君） 説明が終わりました。

初めに、日程第24、議案第15号 令和2年度養老町立食肉事業センター特別会計の繰入れについてから日程第26、議案第17号 令和2年度養老町一般会計予算までの3議案の総括質疑を行います。

なお、これらの議案は予算特別委員会を設置し、その委員会に付託の上、審査したいと思っておりますので、ここでの質疑は総括的、あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願いいたします。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（長澤龍夫君） 11番 田中敏弘君。

○11番（田中敏弘君） それでは、一般会計のほうで4点ほど質疑いたしたいと思えます。

先ほど施政方針で町長は、本年度より新たに特命事項の推進監を設置し、部や課を横断してチームで課題等の検討に取り組ませましたと、こういうお話がございまして、新年度においてもブラッシュアップした形で継続してまいりますと述べられました。私も同感ですが、2月29日の新聞報道で、中日新聞ですが、養老町と岐阜協立大と28日に人材育成や地域振興など幅広い分野での協力を進めるための包括連携協定を結んだと、人口対策など7項目を盛り込んだと報道がありました。このことについては庁舎内で十分議論されたのか。また、町としては既に岐阜大学とも協定を結んでいますし、庁舎内には特命事項推進チームがございまして非常に頑張っておってくれるわけですが、この連携はどのように考えておられるのか。直感的に私的に申し上げますと、推進チームにちょっと影響が出るのではないかなと危惧いたしておりますが、その辺の見解を求めたいと思えます。

それから2点目といたしましては、今年度、令和2年度の予算編成方針で、過去においては7つの視点を掲げて取り組まれてきたと思えますが、今回特に腐心した点をお尋ねいたしたいと思えます。

それから3点目といたしましては、ふるさと納税に関して、飛騨牛等の評判が大変よ

ろしく、順調に実績を伸ばしておりますが、次の一手を考える時期に来ているのではないかと。返礼品の魅力だけではなく、他地域との差別化、ふるさと納税寄附者の固定化や関係を深める交流イベントを企画し、養老町の特産品をPRしつつ、本来の目的である地域養老町を応援していただける制度になるよう取り組んでいくことが、また肉まつりとコラボしていくこと、このことも一案と考えますが、見解を求めます。

それから最後に4点目ですが、道の駅構想についてお尋ねします。この構想は平成23年3月からずっと計画に上がってきたわけですが、平成27年6月の定例会において松永議員の一般質問に、養老の郷、田園エリアの一般県道養老・平田線沿いに整備する予定であると、地域連携施設として地域産業である食肉関連産業の振興と連携した誘客施設、地場産品の直売施設等の併設を予定しておりますと、このように回答をされております。あれから5年近く経過しましたが、進捗状況はどうか。また、道の駅検討委員会を設置し検討してまいりますとも回答されております。委員会設置は怎么样了のかお尋ねをいたしますし、さらに現在国道258号線沿いにおいて民間企業の進出予定がございます。その企業が養老町にとって好条件で道の駅設置を希望されており、町長の決断待ちの状況であると私なりの情報を得ておりますが、真意はどうか、考えをお尋ねいたします。以上です。

○議長（長澤龍夫君） 養老町長 大橋孝君、答弁。

○町長（大橋 孝君） ただいまの田中議員の4点の質問について、私のほうからお答えを申し上げたいと思います。

第1点目の連携協定についてということでございますが、特命事項推進監を中心とした特命事項推進チームというのは、行政サービスの向上による魅力あるまちづくりを目指して、部や課を横断して課題等の検討に取り組む庁舎内の体制でございます。

一方で、岐阜大学、岐阜協立大学との包括連携協定は、町と締結したものであることから、連携する内容によっては、担当部署に限らず、特命事項推進チームとの連携も可能でございます。

このようなことから、大学との連携協定は、特命事項推進チームに悪影響を与えることはなく、活力ある地域社会の形成、発展及び未来を担う人材育成並びに町民などの教育文化活動などの推進を共に図っていくパートナーを得たものであると考えております。これまでも研修会等の講師や委員会、審議会の委員就任などの協力を依頼しておりますが、大学ごとに専門性の高い分野には特色があることから、複数の大学との協定締結は個別の連携内容の幅が広がることにつながり、町にとって有益であると言えます。

それから2点目でございますが、予算編成についてということでございますが、令和2年度の一般会計当初予算は、令和元年度予算の129億800万円に次いで過去2番目の規模となる110億600万円を計上させていただいております。予算要求に際しては、重要施策や新規事業を実施するため、各課に既存事業の見直しにより元年度当初予算一般財源

に対し5%の削減を求めました。また、新規事業につきましても特定財源を確保するなど堅実型の予算編成とし、予算査定では新たに総務部長査定を行うなど、財政規模の圧縮を図りました。

当町は、高齢化に伴う扶助費や老朽化が進む公共施設の維持管理に係る維持補修費及び普通建設事業費、公債費の増加が見込まれるなど財政的な課題を抱えつつも、令和2年度の重要施策に掲げました子育て支援を柱とする人口減少対策と町民の安心・安全に関する事業等も着実に進めていかなければなりません。新年度も複数の部署が連携する取組を継続し、適正に各事業を推進してまいりたいと考えております。

それから3点目、ふるさと納税に関しましての総括質問でございますが、飛騨牛の取扱いは食肉産業が主要産業である当町にとって大きな強みとなっておりますが、飛騨牛は岐阜県共通の返礼品として県内全ての市町村での取扱いが可能となっておりますので、それ以外の返礼品で当町の特色を出していくことにも力を入れております。今年度、スポーツ用品やインテリア品を新たに追加いたしましたところ、半年ほどの取扱いですが、大きな反響を頂いております。今後も引き続き様々な分野で地場産品の掘り起こしを進めてまいります。

また、寄附者の方にいつまでも当町を応援していただけるように、情報発信の仕方や寄附者の満足度を向上させる方法についても研究をしてまいります。4月に開催予定のまるごと肉まつり養老2020につきましても飛騨牛に関連したイベントとなりますので、PRの場として有効に活用するなど、今後も部署間で連携し、様々なイベントを活用しながら、当町の取組や地場産品の魅力を発信してまいりたいと思っております。

それから4点目の道の駅構想についての御質問でございますが、道の駅は道路利用者の休憩機能、情報提供機能を有し、来訪者と地域の交流拠点となる複合的な施設でございます。観光振興や防災の面でも効果が見込まれます。現在まで、東海環状自動車道・養老インターチェンジ、名神高速道路サービスエリアのスマートインターチェンジ建設など、他都市からの養老町へのアクセス向上並びに知名度の向上に努めてまいりました。これらの基盤整備を進めてまいりましたことから、交通需要や企業立地状況など、当町を取り巻く環境に変化が生じておりますので、より効果的で、より効率的な施設計画を立てる必要があると存じます。改めて建設候補地や関係機関を交えた調査・研究を引き続き行ってまいりたいと存じます。

それから、最後にお尋ねにありました国道258号線沿いの民間施設での道の駅の問題でございますが、説明は受けておりますけれども明確な返事をしたことはございません。企業さんのほうでどのように取られているのか、その辺の真意は私どもでははかりかねるところでございます。以上でございます。

○議長（長澤龍夫君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（長澤龍夫君） 11番 田中敏弘君。

○11番（田中敏弘君） 最初の質問に関連して、大学の先生のアドバイスを受けるのも結構ですが、私見的ですが、養老町内でも国家公務員とか県職員とか、ああいう地方公共団体のOBとか企業の優秀な方がたくさん見えます。そういったことで、外部から大局的観点から施策判断できる人材の活用という、そう大勢ではないんですが、二、三名ぐらいで、シンクタンクまでとは言いませんが、アドバイザー的、コンサル的な業務をする部局を設けて、いろんな施策の方針、ある面は委ねてどうかと、こういう構想が私もいいかなあと思っているんですが、その辺だけ町長のちょっと見解だけお尋ねして終わりたいと思います。

○議長（長澤龍夫君） 養老町長 大橋孝君、答弁。

○町長（大橋 孝君） 先ほども回答させていただきましたけれども、各種合議体、合議体というんですか、そういうものでございますが、有識者として大学等と協定を締結しているところではございますし、各委員の就任等も依頼しておりますし、また町民の皆さんから公募委員も募集しておるということで、答申や提言、御意見等を今頂戴しているところではございますので、こういった形で進めさせていただき、御提案いただいた、そういった組織について、現在のところまだ考えていないというところではございます。以上です。

○議長（長澤龍夫君） ほかに質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（長澤龍夫君） 13番 水谷久美子君。

○13番（水谷久美子君） 4点で総括質疑をさせていただきます。

まず最初に、地方交付税について伺います。

予算概要では、令和元年度決算見込みが当初予算を上回るために、前年度比1.7%増の22億900万円を計上したと根拠を示されました。国においては、新年度地方交付税に新たな算定項目として（仮称）地域社会再生事業費を創設していると聞き及んでいます。算定方法は2つで、人口構造の変化に応じた指標、そして人口集積の度合いに応じた指標です。いずれも人口減少率や高齢者人口比率などを用いて、人口少子高齢化が進行している自治体の経費を割り増すとしておりますが、どの程度見積もられているのでしょうか。

2点目は、債権管理について伺います。

町長は、債権について、その督促、強制執行その他その保全及び取立てに関して必要な措置を取らなければなりません。多額の不納欠損額や滞納額は、町財政や町民の福祉の向上にも関わり、単に徴収不能というだけで適宜の認定により整理すべきではありません。新年度における債権管理の方針をお聞かせください。

3点目は、教育予算について総括質疑をいたします。

今の子供たちは、いや応なく格差の中で生きているという状況に向き合わざるを得ないと思います。衣食住、教育、医療だけは子供の間で絶対に格差を生んではいけません。それは政治の大きな役目であると考えています。さらに、格差の中を生き抜くための方法を教えることも求められています。県が初めて子供調査を実施し、この結果を踏まえた子供の貧困対策実行計画の策定が進行中と聞きますが、養老町として新年度の位置づけはいかがでしょうか。

次に、教員の働き方改革を今できることから進めようと学校現場の取組が進んでいます。ところが、多くの学校で標準より多く授業時間を組み込む余剰時数が標準を大きく上回っている実態が明らかになり、文科省が昨年3月、業務量削減となる時数の見直しを求める通知を出していると聞き及んでいます。養老町の新年度における余剰時数について伺います。

最後に、コロナウイルスの関係です。

町長は、冒頭、3月16日以降は今後の状況で判断すると述べられました。新年度ではたくさんイベントが盛り込んでおります。特に4月には肉まつりがございます。中止、延期、あるいはイベントを中止した場合、違約金も発生するのではないかと思います。それらの契約、慎重な事務も早々に求められているのではないかと思います。その中止や延期の契約に基づく規制といいますか、違約金の発生の条件といいますか、それらについて伺っておきたいと思えます。

○議長（長澤龍夫君） 中島総務課長、答弁。

○総務部総務課長（中島恵美君） 私のほうからは、水谷議員の御質問に対して、1点目に関しまして御回答をさせていただきたいと思えます。

地域社会再生事業費の関係でございますが、地方交付税につきましては、本年度の交付額及び地方財政計画の伸び率等を勘案して予算計上のほうをしております。令和2年度の地方財政計画の伸び率は2.5%ということでございますが、予算計上としては、その伸び率より3%減ということで、厳しめに見積もっておるような状況です。

それで、国におきましては、新年度、地方交付税に新たな算定項目ということで、仮称ですが、地域社会再生事業費を創設ということでございますが、国から示されております試算例によりますと、人口5万人で1億1,000万円程度で、1万人で8,000万円程度というふうに試算がされております。当町の場合ですと、人口を3万人と仮定いたしまして約8,500万円程度を見込んでおるということでございます。以上でございます。

○議長（長澤龍夫君） 川地特命事項推進監、答弁。

○特命事項推進監兼産業建設部企業誘致・商工観光課長（川地憲元君） 4点目のイベント関係の違約関係について回答をさせていただきます。

現在、いろんな手法で検討した結果、養老公園の140周年記念事業のオープニングを位置づけて、半年程度前からまるごと肉まつりの計画の準備を進めております。

しかしながら、町長を本部長とします新型コロナウイルス感染症対策本部も立ち上がりまして、本町においては3月15日までは町開催のイベントは中止ということが決定されておりますし、各種団体等にもイベントの中止、延期等もお願いをし、自粛のお願いもしているところでございます。最終的には各種団体等で構成されますネクスト100プロジェクト実行委員会において可否等は判断していただくこととなりますが、社会情勢を注視しながら、事務局としても双方の形で進めております。

もし中止になった場合ですけれども、平成2年度の新年度予算の違約金としましては330万程度を見込んでおります。以上でございます。

○議長（長澤龍夫君） 大倉税務課長、答弁。

○総務部税務課長（大倉 修君） 水谷議員の2つ目の質問に回答させていただきます。

債権ということでございますけれども、とりわけ税の不納欠損に関しまして申し上げたいと思います。

税にも時効ということをお定めしておりますけれども、何とか差押えや債務承認、分納により時効にならないよう努めているところでございます。財産調査等をしてもお財産が見つからない場合には時効が到来するものもあり、そうした場合には不納欠損しなければなりません。当方の判断で不納欠損しないことができないということをまず御理解いただきたいというふうに思いますけれども、そのためには担当課におきましても財産調査や臨戸を精力的に実施しているところでございます。

新年度の方針ということでございますが、今年度におきましても頑張って財産調査等を実施しているところでございます。やみくもに時効にならないように、部課長のほか、私ども税務課におきましても臨戸をこれまで以上に実施しておりますが、さらに頑張りたいというふうに考えております。

また、施政方針でも町長が申されましたが、県への職員の派遣を継続し、実務能力のスキルアップも引き続き図っていく予定でございますので、御理解いただきますようお願いいたします。

○議長（長澤龍夫君） 教育長 並河清次君、答弁。

○教育長（並河清次君） 3点目の教育予算について答えさせていただきます。

水谷議員御指摘のとおり、子供たちの格差は拡大しているというふうに思っています。非正規雇用職員が40%を超えるという状況の中で、子供たちはその影響を受けているというふうに思っています。議員は衣食住と医療も含まれていますが、教育についてだけ話させていただきます。

来年度予算の中で、それに関わる予算措置は十分できておりません。現在、スマイルゲンちゃん学習会を行って、独り親家庭についての学習支援を行っており、来年度回数を増やす予定をしております。現在月に2回程度であったんですが、土曜授業のある週以外、だから月に3回程度、現在年間20回程度ですが、30回程度に増やす予定をしてい

ます。

それから、こども食堂はボランティアの方をお願いしているわけですが、これまで30名から40名だったんですが、今回2月に実施したこども食堂は60名を超えておりまして、回数は年3回しか行ってないんですが、5回程度に増やすという話も聞いております。

あと、教育委員会でいいますと、準要保護家庭の認定を行っておりますが、家庭の状況を確認に見て、正確に把握して、不合理の生じないように、子供たちのことを考えた認定をしていきたいというふうに思っています。

2つ目の働き方改革についての余剰時数、これは学校では学習指導要領によって、その教科の標準授業時数というのがあります。国語何時間、1年間ととか、算数何時間というふうに決まっているわけですが、その余剰時間というのは、それ以上に授業を行っている時数のことをおっしゃっていると思うんですけども、ぴったりそのままということはなかなかいかないんです、やっぱり。今回のコロナウイルスの件とか台風とか、いろんなことで何が起きるか分からないので、当初計画するのはやっぱり余分な授業時数、余分というか、何かあってもいいような計画をしております、何かない場合は、授業の進め方もあったりしてそのままいくということで、ほとんど、少ないというのは問題がありますので、多くなっています。特に、調べてみますと、平成30年度でいくと、低学年が多くなっています。高学年は10時間から15時間程度多くなっているわけですが、令和2年度の予定については今つくっておるところでして、大幅にオーバーしないような指導をしていきたいというふうに思っています。

働き方改革については、この授業のこともあるんですが、根本的にはやはり職員定数の増とか、学習指導要領を改善して授業時数を減らすとか、それから給特法と言われていた教員の給与の4%で全てを賄っていることを見直さない限り、働き方改革は実現できないと思っています。以上です。

○議長（長澤龍夫君） 川地特命事項推進監、答弁。

○特命事項推進監兼産業建設部企業誘致・商工観光課長（川地憲元君） 先ほど、新年度予算、すみません、「令和2年度」ですので、「平成2年度」と言い間違えまして申し訳ございません。令和2年度の予算ということです。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（長澤龍夫君） 13番 水谷久美子君。

○13番（水谷久美子君） （仮称）地域社会再生事業費は、先ほど8,500万円程度新年度に見込んでいたということでした。この財源は、地域社会の維持・再生に必要な取組に要する経費という趣旨で地方交付税を増額するものですから、町民の願いの実現に活用していただきたいと強く申し上げておきます。

それから、債権の関係ですが、強制執行などの措置を取らなくてもよい場合として、徴収の停止、履行延期の特約免除などがあります。納税者に寄り添い、担当職員が納税

者の生活再建プランナーになることも近年求められており、全国的な先進地の紹介がされています。当町もさらに納税者との信頼を築く債権管理を求めておきたいと思います。以上です。

○議長（長澤龍夫君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（長澤龍夫君） 質疑なしと認め、日程第24、議案第15号 令和2年度養老町立食肉事業センター特別会計の繰入れについてから日程第26、議案第17号 令和2年度養老町一般会計予算までの3議案の総括質疑を終わります。

次に、日程第27、議案第18号 令和2年度養老町国民健康保険特別会計予算から日程第36、議案第27号 令和2年度養老町後期高齢者医療特別会計予算までの10議案の質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（長澤龍夫君） 質疑なしと認め、日程第27、議案第18号 令和2年度養老町国民健康保険特別会計予算から日程第36、議案第27号 令和2年度養老町後期高齢者医療特別会計予算までの10議案の総括質疑を終わります。

お諮りします。

ただいまの日程第24、議案第15号から日程第36、議案第27号までの13議案については、養老町議会委員会条例第5条第1項の規定により、予算特別委員会を設置し審査を付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（長澤龍夫君） 異議なしと認めます。

よって、ただいまの13議案は、予算特別委員会を設置し審査を付託することに決定いたしました。

○議長（長澤龍夫君） 最後に、日程第37、選任第1号 予算特別委員会委員の選任についてを議題とします。

本案は、養老町議会委員会条例第7条第3項の規定により、議会において選任することになっており、同条第4項の規定では、議長が会議に諮って指名することになっております。

したがいまして、予算特別委員会委員には、13番 水谷久美子君、12番 松永民夫君、11番 田中敏弘君、10番 野村永一君、9番 早崎百合子君、8番 吉田太郎君、7番 大橋三男君、5番 岩永義仁君、4番 北倉義博君、3番 小寺光信君、2番 清水由美子君、1番 西脇康君、以上の12人を選任したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（長澤龍夫君） 異議なしと認めます。

よって、予算特別委員会の委員には、ただいまの12人を選任することに決定いたしました。

ここで暫時休憩といたします。再開は後でお知らせいたします。

なお、休憩中に予算特別委員会を開催し、正・副委員長の互選をお願いいたします。委員会は4階北委員会室においてお願いいたします。

（午後1時52分 休憩）

（午後2時10分 再開）

○議長（長澤龍夫君） 休憩を解き、再開いたします。

休憩中に予算特別委員会が開催されました。その結果について、予算特別委員会委員長の報告を求めます。

予算特別委員会委員長 大橋三男君。

○予算特別委員長（大橋三男君） 予算特別委員会の報告をいたします。

ただいまの休憩中に、委員全員出席の下に予算特別委員会を開催いたしました。

協議事項は、正・副委員長の互選であります。

協議の結果、委員長には、不肖私、大橋三男が指名推選により、副委員長には松永民夫委員が指名推選により選任をされました。

もとより微力な私ではございますが、委員各位の御協力を頂きながら令和2年度一般会計及び各特別会計等の予算審査を行いたいと存じます。

なお、審査に当たっては、限られた日程の中ではございますが、町民目線により効率的かつ効果的な予算編成がなされるよう、1年間の全事業について慎重な審査を行い、各委員により指摘した事項が今後どのように予算執行されるかという継続的な視点を持って決算議会に生かしていきたいと考えておりますので、よろしく願いをいたしたいと存じます。

以上、予算特別委員会の報告といたします。終わります。

○議長（長澤龍夫君） 予算特別委員会委員長の報告が終わりました。

なお、議案審査の付託先である総務民生委員会は3月5日の午前9時30分から、また産業建設委員会は同日の午後1時30分から開催されるよう要請いたします。

なお、本日設置いたしました予算特別委員会は3月9、10日及び11日の3日間とし、いずれも午前9時から開催されるよう要請いたします。

○議長（長澤龍夫君） これをもちまして、本日の議会日程にあります議案の提案説明等は全て終了いたしました。

お諮りします。

議案精読及び委員会審査のため、明日3月4日から3月17日までの14日間は休会にいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（長澤龍夫君） 異議なしと認めます。

よって、明日3月4日から3月17日までの14日間は休会することと決定いたしました。

○議長（長澤龍夫君） これで本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

本日は、これもちまして散会いたします。

なお、議会2日目は3月18日午前9時30分より会議を開きます。

本日は御苦労さまでした。

（散会時間 午後2時14分）

以上、会議の次第をここに記録し、その相違ないことを証するためここに署名する。

令和2年3月3日

議 長 長 澤 龍 夫

議 員 野 村 永 一

議 員 田 中 敏 弘

